

資料 1 : 登録有形文化財（建造物）参考資料

登録有形文化財建造物の状況について

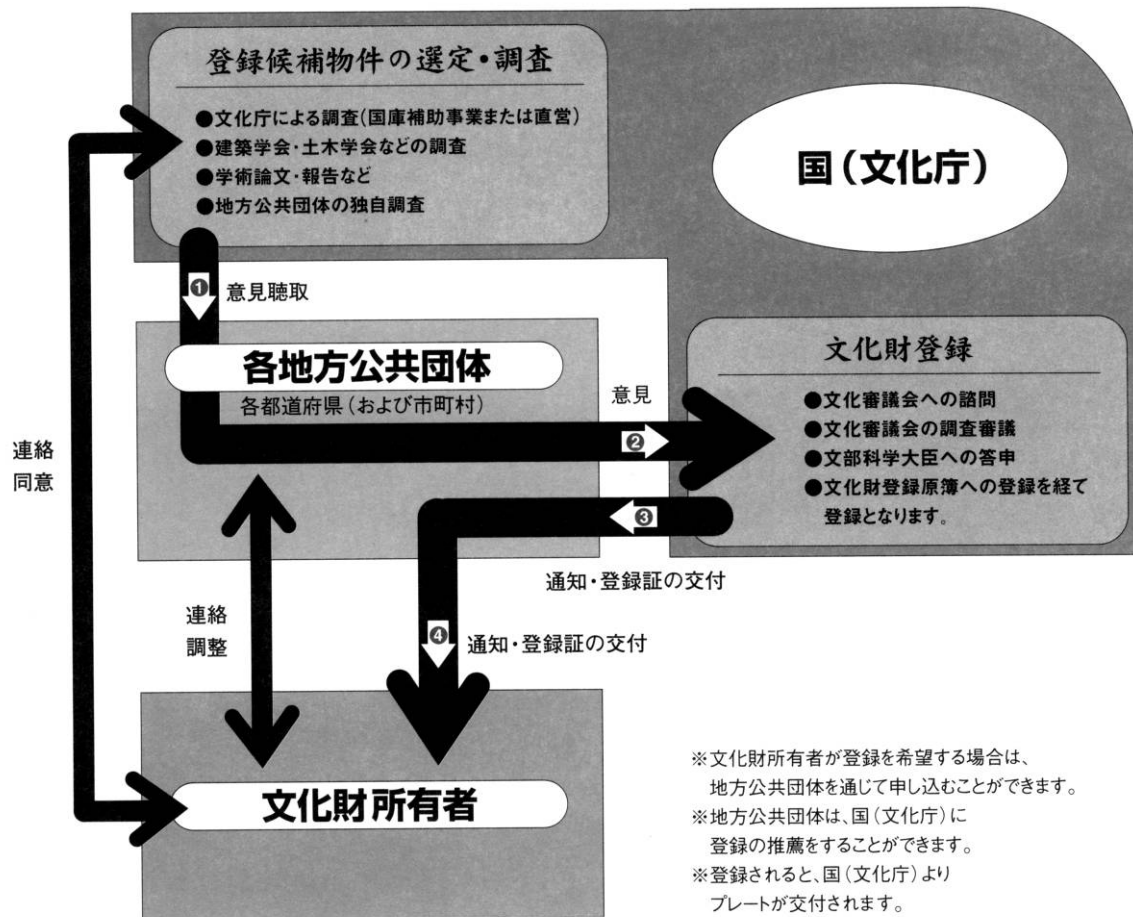
小沼 景子 文化庁文化財部参事官（建造物担当）

○ 登録有形文化財建造物 登録基準

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第98条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- （1）国土の歴史的景観に寄与しているもの
- （2）造形の規範となっているもの
- （3）再現することが容易でないもの

【登録有形文化財建造物】の登録までの流れ



○登録有形文化財建造物の件数

（平成 18 年 7 月 1 日現在（答申分を含む））

○登録有形文化財建造物の概要

登 録 数 累 計	5, 7 9 3 件（2, 4 3 3 箇所）
関係市町村（区）	6 2 6 市町村（区）
関係都道府県	4 7 都道府県

○登録有形文化財建造物 種類別内訳

単位：件

種類 \ 時代	江戸以前	明 治	大 正	昭和前期	昭和中期	小 計
建 築 物	800	1, 541	1, 047	1, 212	69	4, 669
土 木 構 造 物	19	87	119	126	9	360
その他工作物	110	254	179	209	12	764
小 計	929	1, 882	1, 345	1, 547	90	5, 793

○登録有形文化財建造物 用途別内訳

単位：件

種類 \ 時代	江戸以前	明 治	大 正	昭和前期	昭和中期	小 計
産 業 1 次	7	24	19	30	3	83
産 業 2 次	62	225	178	129	9	603
産 業 3 次	83	282	184	221	27	797
交 通	5	61	37	64	0	167
官 公 庁 舎	0	37	25	43	4	109
学 校	1	43	36	92	4	176
生 活 関 連	1	49	87	88	2	227
文 化 福 祉	3	35	54	96	3	191
住 宅	594	976	557	524	28	2, 679
宗 教	158	106	98	206	4	572
治 山 治 水	8	17	62	39	6	132
そ の 他	7	27	8	15	0	57
小 計	929	1, 882	1, 345	1, 547	90	5, 793

○ 登録有形文化財建造物 都道府県別・種別内訳

(平成 18 年 7 月 1 日現在)

都道府県	累 計												
	産業 1 次	産業 2 次	産業 3 次	交通	官公 庁舎	学校	生活 関連	文化 福祉	住宅	宗教	治山 治水	他	計
北海道	5	26	12	14	4	9	1	1	12	2		1	87
青 森	5	1	5		1			1	34	3		1	51
岩 手	9	24		1	1	1	8	1	17				62
宮 城		2	11				13		36				62
秋 田	10	54	18	2		2		2	43	9		1	141
山 形		7	7		2	3		3	27	4	29	1	83
福 島		7	13		1			2	45	9		1	78
茨 城	1	13	70	1	3	3	29	6	92	1		2	221
栃 木		7	41	1	1	8	8	2	69	10	11	1	159
群 馬	2	33	23	2	4	6	15	2	90	14	3	2	196
埼 玉	3	2	31	2	6	1	1	2	48	3		2	101
千 葉	1	4	16		2	1		3	30	6		2	65
東 京		3	36		1	24		23	89	28		2	206
神奈川	1	2	26	4	1	2	19	1	41	18	8		123
新 潟	1	11	31		4	2	2	8	92	57	16		224
富 山	1	3	7	4	4		8	2	40	5	3		77
石 川		11	28	2			13	1	82	5		3	145
福 井		7	6	4	2		2	2	14	1	10		48
山 梨		3	10	3	4	1	9	5	13	1	2	1	52
長 野	4	35	44	3	2	9	1	4	170	26	2	1	301
岐 阜		1	3	3	6		13	5	52	10	10	2	105
静 岡	1		32	10	3	2	4	3	41	8	10	1	115
愛 知		16	40	11	15	15		17	77	38		3	232
三 重		11	11	5	2	4	1	5	12	1	4	1	57
滋 賀		12	11	2	4	8		4	73	117	1		232
京 都		6	40	3	1	15	3	17	100	35		2	222
大 阪	1	14	25	4		11	2	11	275	37	3	2	385
兵 庫		8	11	2	3	10	6	4	166	35		2	247
奈 良		22	10			1		2	71	7			113
和歌山	4	4	11	2	2	2		3	65	7			100
鳥 取		15	11	2	2	1	5	3	39	4	9		91
島 根		1	5	1	3	2		1	28	2		2	45
岡 山		12	6	5	7	2	26	5	59	1	1	4	128
広 島	2		11	3		3	8	1	19	15	8	3	73
山 口	2	2	2	5	5	2	12	5	9	4			48
徳 島	1	22	2				3		26	4	1	2	61
香 川	5	96	24	20	2	6	3	4	136	10		3	309
愛 媛	7	10	9	3	3	1		5	24	5	1	4	72
高 知	3	17	28	4	1			3	140	11		1	208
福 岡	2	3	4	7	2			2	20				40
佐 賀		35	16			1		3	11	2			68
長 崎		13	10	1				1	32	2		1	60
熊 本	2	2	9	9	1	8	1	5	39	8			84
大 分	3	18	14	12	2	1	6	4	55			1	116
宮 崎	4	1	8	5			2	1	18	4			43
鹿児島	3	1	4	3	2	8	2	5	2	2		2	34
沖 縄		7		3		1	2		10				23
計	83	604	792	168	109	176	228	190	2,683	571	132	57	5,793

○近代化遺産総合調査及び近代和風建築総合調査の実施状況



○登録有形文化財建造物 国庫補助修理事業実施一覧

番号	県別	名称	所在地	事業者	工事種別
1	山形	石名坂家住宅主屋、蔵	鶴岡市	石名坂康夫	屋根葺替、部分修理
2	群馬	分福酒造本舗	館林市	分福酒造	曳き家・部分修理
3	東京	古宇田家住宅	杉並区	古宇田恭	曳き家・部分修理
4	神奈川	富士屋ホテル本館、食堂、アイリー	箱根町	富士屋ホテル株式会社	塗装修理・部分修理
5	富山	高岡商工会議所伏木支所（旧伏木銀行）	高岡市	高岡商工会議所	屋根葺替、外壁補修
6	岐阜	矢橋家住宅	大垣市	矢橋龍太郎	屋根葺替、部分修理
7	徳島	高原ビル	徳島市	高原保之	部分修理
8	秋田	天神荘・旧合川営林署	二ツ井町	二ツ井町	屋根葺替、部分修理
9	千葉	野田市市民会館主屋、茶室	野田市	野田市	屋根葺替、部分修理
10	福井	旧森田銀行本店	三国町	三国町	部分修理
11	大分	旧緒方村役場	緒方町	緒方町	半解体修理
12	福島	蛇の鼻御殿本館	本宮町	伊東商事	屋根葺替、構造補強
13	静岡	伊藤家住宅主屋	清水市	伊藤陽之	部分修理
14	佐賀	旧唐津銀行本店	唐津市	唐津市	部分修理
15	福井	平成大野屋本店洋館	大野市	大野市	部分修理
16	香川	鎌田共済会郷土博物館	坂出市	（財）鎌田共済会	部分修理
17	岐阜	旧林療院本館	八幡町	八幡町	部分修理
18	兵庫	神戸市水道局布引五本松堰堤	神戸市	神戸市	構造補強
19	東京	日本工業倶楽部会館	千代田区	（社）日本工業倶楽部	半解体修理
20	長野	原田家住宅主屋	松本市	原田徹夫	半解体修理
21	岡山	万代家住宅主屋	和気町	万代哲央	半解体修理
22	広島	幾野家住宅主屋	久井町	幾野誓三	半解体修理
23	神奈川	富士屋ホテル食堂	箱根町	富士屋ホテル株式会社	部分修理
24	三重	旧東洋紡績富田工場原綿倉庫	四日市市	ジャスコ株式会社	構造補強、内外改修
25	大阪	日本フリーメソジスト教団大阪日本橋キリスト教会	大阪市	大阪日本橋キリスト教会	内外改修
26	大阪	葛原家住宅主屋	富田林市	葛原延彦	内外改修
27	香川	マルキン記念館	内海町	マルキン醤油株式会社	内外改修
28	山梨	旧富岡敬明家住宅	甲府市	富岡古明	半解体修理
29	岐阜	河合家住宅主屋	八幡町	河合利雄	屋根葺替
30	京都	京都大学基督教青年会館	京都市	（財）日本キリスト教青年同盟	部分修理、構造補強
31	京都	同志社女子大学ジェームズ館	京都市	同志社女子大学	部分修理、構造補強
32	福島	日本基督教団若松栄町教会	会津若松市	日本基督教団若松栄町教会	部分修理、構造補強
33	群馬	光恩寺長屋門	千代田町	光恩寺	半解体修理
34	神奈川	富士屋ホテル本館、花御殿	箱根町	富士屋ホテル株式会社	附属設備改修
35	岐阜	長良川発電所本館	美濃市	中部電力株式会社	部分修理、構造補強
36	愛知	旧加藤商会ビル	名古屋市	名古屋市	部分修理、構造補強
37	京都	富士ラビット	京都市	桑田幸一郎	部分修理
38	徳島	原田家住宅主屋	徳島市	原田弘基	屋根葺替、部分修理
39	千葉	千葉工業大学通用門	習志野市	（学）千葉工業大学	半解体修理
40	東京	松本家住宅主屋	千代田区	松本愛二	部分修理
41	静岡	隆泉苑	三島市	（財）佐野美術館	屋根葺替、部分修理
42	群馬	群馬県庁本庁舎	前橋市	群馬県	部分修理
43	愛知	又兵衛	名古屋市	熱田神宮	屋根葺替
44	群馬	小見家住宅	高崎市	小見やよい	部分修理
45	神奈川	白雲洞茶苑不染庵	箱根町	箱根登山鉄道株式会社	屋根葺替、部分修理

番号	県別	名称	所在地	事業者	工事種別
46	長野	巢山家住宅主屋	楢川村	巢山元久	半解体修理
47	岐阜	庄村家住宅主屋	八幡町	庄村保徳	部分修理
48	京都	関西日仏学館	京都市	(財)日仏文化協会	部分修理
49	大阪	田尻歴史館土蔵A・土蔵B・土蔵C・塀	田尻町	田尻町	解体修理
50	愛知	花岳寺本堂	吉良町	(宗)花岳寺	屋根葺替、構造補強
51	京都	京都大学基督教青年会会館	京都市	(財)日本キリスト教青年会同盟	部分修理、構造補強
52	京都	真宗本願東本願寺御影堂ほか2棟	京都市	(宗)真宗大谷派	屋根葺替、構造補強
53	大分	富士屋旅館主屋	別府市	安波利一	部分修理
54	北海道	旧中村平八郎家住宅主屋	穂別町	穂別町	移築
55	山形	市島銃砲火薬店店舗	山形市	(株)市島銃砲火薬店	屋根葺替、部分修理
56	長野	高遠閣	高遠町	高遠町	半解体、構造補強
57	愛知	名古屋市役所本庁舎	名古屋市	名古屋市	構造補強
58	愛知	豊田市青少年相談所	豊田市	豊田市	部分修理
59	京都	近鉄澁川橋梁	京都市	近畿日本鉄道株式会社	塗装修理
60	広島	吉原家住宅表長屋門	向島町	吉原久司	屋根葺替、部分修理
61	東京	松風荘主屋・待合・門	大田区	東洋海事工業株式会社	半解体、構造補強
62	神奈川	長島孝一家住宅主屋	逗子市	長島孝一	屋根葺替、部分修理
63	山梨	村松家住宅主屋及び商家蔵	櫛形町	村松映子	部分修理
64	京都	安楽寺本堂	京都市	(宗)安楽寺	構造補強、部分修理
65	京都	平安神宮大鳥居及び南歩廊	京都市	(宗)平安神宮	屋根葺替、構造補強
66	群馬	正田醤油六号蔵ほか2棟	館林市	正田醤油株式会社	半解体、移築
67	東京	旧伊勢屋質店	文京区	永瀬智江子、永瀬秀一	部分修理
68	東京	妙福寺祖師堂	大田区	妙福寺	屋根葺替、部分修理
69	神奈川	白雲洞茶苑対字斎	小田原市	箱根登山鉄道株式会社	屋根葺替、部分修理
70	愛知	愛知県庁本庁舎	名古屋市	愛知県	構造補強
71	愛知	神戸山手西欧人住居及び森鷗外・夏目漱石住宅	犬山市	(財)明治村	屋根葺替、部分修理
72	愛知	興禅寺庫裏	犬山市	興禅寺	半解体
73	神奈川	奈良屋旅館一・二号別館	小田原市	株式会社鈴廣蒲鉾本店	移築
74	神奈川	千世倭樓主屋、土蔵	小田原市	株式会社鈴廣蒲鉾本店	部分修理
75	神奈川	福住旅館別荘主屋	箱根町	福住治彦	屋根葺替、部分修理
76	神奈川	旧横浜ゴム平塚製造所記念館	平塚市	平塚市	移築
77	宮崎	旧吉松家住宅主屋ほか4棟	串間市	串間市	部分修理
78	福島	林家住宅	会津若松市	林節子	部分修理、内部改修
79	群馬	小茂田家住宅主屋	伊勢崎市	小茂田治男	屋根葺替、部分修理
80	東京	妙定院熊野堂及び妙定院上土蔵	港区	妙定院	移築
81	神奈川	白雲洞茶苑白雲洞	小田原市	(株)箱根登山鉄道	屋根葺替、部分修理
82	愛知	實成寺本堂	名古屋市	實成寺	半解体修理
83	京都	平安女学院明治館	京都市	(学)平安女学院	屋根葺替、構造補強
84	大阪	御幸森天神宮本殿ほか3棟	大阪市	御幸森天神宮	屋根葺替、部分修理、塗装修理
85	山口	旧吉川邸廐門	岩国市	岩国市	半解体修理
86	徳島	三井翠松園別館	鳴門市	(株)小山裕久事務所	移築
87	奈良	山崎家住宅主屋	奈良市	山崎平次	移築
88	奈良	佐保会館	奈良市	(社)佐保会	屋根葺替、構造補強

資料２：登録有形文化財（建造物）に関する全国市町村アンケート

資料2 登録有形文化財(建造物)に関する全国市町村アンケート

日本建築学会関東支部歴史意匠専門研究委員会

1. アンケート調査の背景・目的

- ① 2006年度日本建築学会大会の建築歴史意匠部門研究協議会テーマに、関東支部歴史意匠専門研究委員会提案の「10年経った登録文化財—文化継承のために建築学会が果たすべき役割—」が採択された。
- ② この研究協議会は、登録文化財制度が日本の建築文化継承のためにさらなる進展を遂げることを期待し、そのために日本建築学会等の学術団体が果たすべき役割について考える機会とする。
- ③ ついては、登録有形文化財(建造物)における登録物件の地域間格差や全国的に見た認識・受容状況などについて現状把握を行ない、協議会における基礎資料を作成する。
- ④ 具体的には、登録有形文化財(建造物)の登録や修復の手続きの際、所有者が直接相談する機会が多い地元自治体に注目し、登録文化財制度に関する認識や登録にかかわる活動内容の実態把握、および日本建築学会などの学術組織との連携に関する意識調査を主目的とする。

2. アンケート調査の方法

- ① まず、財団法人地方自治情報センターのホームページから「地方自治体コード住所一覧」および「最近10年間の市区町村の変遷」にアクセスして、平成18年4月時点における都道府県別市町村リストを作成した(http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/com/addr/jyu_top.htm)。この市町村リストをもとに、第1回～第51回までの有形登録文化財(建造物)の市町村別件数を記入して、市町村別登録有形文化財(建造物)件数一覧表を作成した。資料-11～27ページ表2にその簡略版を掲載する。各回の市町村別件数調査は、第1回～48回は『月刊文化財』に逐次掲載された「登録有形文化財一覧」を参照し、第49回～51回は文化庁から情報提供いただいた。なお、市町村合併により市町村名が変更となっている場合は、平成18年4月現在の市町村名に読み替えて記入している。
 - ② 今回のアンケートは、上記の市町村別登録有形文化財(建造物)一覧表をもとに、全国の市町村教育委員会文化財担当部門へ依頼して実施した。ご協力いただいた各位には厚く御礼申し上げたい。
 - ③ 登録有形文化財(建造物)が所在する市町村と、そうでない市町村では、アンケートによって確認したい内容が自ずと異なってくるので、A様式(登録有形文化財が存在する市町村用)、B様式(登録有形文化財がまだ存在しない市町村用)の双方を用意した。
 - ④ アンケート内容の原案は大野が作成し、関東支部歴史意匠専門研究委員会の会議に諮って内容を検討した。A様式、B様式の設問内容と解答用紙は、資料-28～32ページに示すが、短期日に全国規模のアンケートを実施するため、設問項目はできるだけ絞ることとした。
 - ⑤ アンケート調査は、次ページ表1のように都道府県単位に21名の委員で分担し、基本的に電子メールで依頼した。メールアドレスが不明の場合は、FAXで送付し、FAXも不明の場合は郵送で依頼してfax返信をお願いした。郵送費に関しては、基本的に関東支部歴史意匠研究委員会の通信費を利用したが、各委員が自己負担した場合もあり、この点はfax代等も含めて調査体制に課題を残した。
- 各市町村への依頼は平成18年6月9日～15日におこない、回答期限は6月22日として依頼した。ただし、分担委員へ連絡不手際があった場合もあり、一部遅れて調査を依頼したものもある。
- ⑥ 回答は専門研究委員会での中間報告や資料集へのまとめの関係で一応期限を付したが、現在も少なからず回答

が届いている状況である。こうした回答は、今後もデータとして集積していきたいが、ここでは 7 月 26 日までに回答があったものについて整理対象とした。

⑦ 本格的な分析については時間の関係で無理なので、今後の委員会活動の中で継続し検討していくとして、とりあえず回答を概観できるよう表とグラフを示した。表とグラフの整理に関しては、佐々木昌孝委員の尽力による。また、市町村教育委員会への連絡先情報については小沼景子委員の尽力による。

表1 登録有形文化財(建造物)に関する全国市町村アンケート回答率および分担一覧表

市町村数は平成18年4月現在、登録実績は第51回分までを対象とする 大橋原案・大野作成060727現在

都道府県名	登録文化財が存在する市町村の割合	アンケート回答率内訳および担当区分									担当委員
		全 体			登録文化財存在 (様式A)			登録文化財存在せず (様式B)			
		市町村数	回答数	回答率	市町村数	回答数	回答率	市町村数	回答数	回答率	
北海道	10.0%	180	77	42.8%	18	9	50.0%	162	68	42.0%	大橋竜太
青森県	17.5%	40	22	55.0%	7	4	57.1%	33	18	54.5%	奈尾信英
岩手県	22.9%	35	15	42.9%	8	3	37.5%	27	12	44.4%	
宮城県	22.2%	36	18	50.0%	8	6	75.0%	28	12	42.9%	
秋田県	60.0%	25	17	68.0%	15	11	73.3%	10	6	60.0%	堀内正昭
山形県	22.9%	35	20	57.1%	8	6	75.0%	27	14	51.9%	米山 勇
福島県	19.7%	61	27	44.3%	12	7	58.3%	49	20	40.8%	
茨城県	45.5%	44	21	47.7%	20	11	55.0%	24	10	41.7%	
栃木県	30.3%	33	14	42.4%	10	3	30.0%	23	11	47.8%	海老澤模奈人
群馬県	51.3%	39	23	59.0%	20	12	60.0%	19	11	57.9%	近藤存志
埼玉県	22.5%	71	37	52.1%	16	11	68.8%	55	26	47.3%	
千葉県	48.2%	56	33	58.9%	27	18	66.7%	29	15	51.7%	
東京都	40.3%	62	27	43.5%	25	9	36.0%	37	18	48.6%	山崎鯛介
神奈川県	40.0%	35	25	71.4%	14	11	78.6%	21	14	66.7%	水沼淑子
新潟県	45.7%	35	11	31.4%	16	5	31.3%	19	6	31.6%	大野 敏
富山県	60.0%	15	7	46.7%	9	6	66.7%	6	1	16.7%	小沢朝江
石川県	36.8%	19	6	31.6%	7	4	57.1%	12	2	16.7%	
福井県	47.1%	17	11	64.7%	8	5	62.5%	9	6	66.7%	
山梨県	51.7%	29	12	41.4%	15	7	46.7%	14	5	35.7%	津田良樹
長野県	21.0%	81	29	35.8%	17	9	52.9%	64	20	31.3%	大野 敏
岐阜県	33.3%	42	20	47.6%	14	7	50.0%	28	13	46.4%	八木真爾
静岡県	47.6%	42	23	54.8%	20	12	60.0%	22	11	50.0%	山田幸正
愛知県	36.5%	63	28	44.4%	23	12	52.2%	40	16	40.0%	
三重県	48.3%	29	6	20.7%	14	2	14.3%	15	4	26.7%	
滋賀県	57.7%	26	11	42.3%	15	7	46.7%	11	4	36.4%	青木祐介
京都府	39.3%	28	16	57.1%	11	6	54.5%	17	10	58.8%	菊地勝広
大阪府	72.1%	43	22	51.2%	31	17	54.8%	12	5	41.7%	
兵庫県	53.7%	41	23	56.1%	22	13	59.1%	19	10	52.6%	
奈良県	15.4%	39	18	46.2%	6	3	50.0%	33	15	45.5%	佐々木昌孝
和歌山県	46.7%	30	14	46.7%	14	5	35.7%	16	9	56.3%	
鳥取県	36.8%	19	9	47.4%	7	5	71.4%	12	4	33.3%	
島根県	38.1%	21	8	38.1%	8	3	37.5%	13	5	38.5%	佐々木昌孝
岡山県	48.3%	29	17	58.6%	14	9	64.3%	15	8	53.3%	田代洋志
広島県	52.2%	23	11	47.8%	12	4	33.3%	11	7	63.6%	
山口県	40.9%	22	14	63.6%	9	7	77.8%	13	7	53.8%	
徳島県	25.0%	24	15	62.5%	6	6	100.0%	18	9	50.0%	川上光洋
香川県	94.1%	17	11	64.7%	16	10	62.5%	1	1	100.0%	
愛媛県	75.0%	20	14	70.0%	15	12	80.0%	5	2	40.0%	
高知県	37.1%	35	12	34.3%	13	4	30.8%	22	8	36.4%	横山晋一
福岡県	17.4%	69	32	46.4%	12	5	41.7%	57	27	47.4%	
佐賀県	43.5%	23	17	73.9%	10	8	80.0%	13	9	69.2%	
長崎県	26.1%	23	12	52.2%	6	4	66.7%	17	8	47.1%	久保田稔男
熊本県	35.4%	48	19	39.6%	17	6	35.3%	31	13	41.9%	
大分県	55.6%	18	12	66.7%	10	8	80.0%	8	4	50.0%	
宮崎県	29.0%	31	14	45.2%	9	5	55.6%	22	9	40.9%	大野 敏
鹿児島県	14.3%	49	33	67.3%	7	4	57.1%	42	29	69.0%	小沼 景子
沖縄県	12.2%	41	24	58.5%	5	5	100.0%	36	19	52.8%	
合計	34.0%	1843	907	49.2%	626	346	55.3%	1217	561	46.1%	

表2 市町村別 登録有形文化財(建造物) 登録件数一覧表 (市町村名は平成18年4月現在のものに読み替えている)
『月刊文化財』および文化庁提供資料を基に作成。

作成:大野敏 060731

[illegible]

資料 2：登録有形文化財(建造物)に関する全国市町村アンケート

[illegible]

[illegible]

資料 2：登録有形文化財(建造物)に関する全国市町村アンケート

[illegible]

[illegible]

資料 2：登録有形文化財(建造物)に関する全国市町村アンケート

[illegible]

[illegible]

資料 2：登録有形文化財(建造物)に関する全国市町村アンケート

[illegible]

[illegible]

資料 2：登録有形文化財(建造物)に関する全国市町村アンケート

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

資料 2：登録有形文化財(建造物)に関する全国市町村アンケート

[illegible]

[illegible]

資料 2：登録有形文化財(建造物)に関する全国市町村アンケート

[illegible]

[illegible]

3. 登録有形文化財(建造物)が存在する市町村へのアンケート内容 A様式

日本建築学会関東支部歴史意匠専門研究委員会

登録有形文化財(建造物)に関するアンケート

この調査は別紙依頼文の通り、登録有形文化財(建造物)の実態を把握するため、制度遂行上重要な役割を担っておられる地元自治体の担当者様をお願いするものです。アンケート結果は、登録文化財制度を通して歴史的建造物などを活用・継承していくため、所有者や地元自治体と連携して学識経験者が果たすべき役割を検討する基礎資料とさせていただきます。よろしくご協力願います。

調査代表者 日本建築学会関東支部 歴史意匠専門研究委員会 主査 大野敏(横浜国立大学)

貴市町村の調査担当は関東支部歴史意匠専門研究委員の■■■■です。アンケートに関してのお問い合わせ等は下記までお願いいたします。

各担当委員が連絡先住所・電話番号・Fax番号メールアドレス等を記入

貴市町村名をご記入ください
市町村名
ご担当部署名と連絡先をご記入ください
ご担当部署 電話/FAX
差し支えなければお名前をご記入願います
ご氏名

別紙「設問シート(計2頁)」に、お聞きしたい項目を列挙いたしました。貴市町村の場合について平成18年3月末日時点においてご回答いただければ幸いです。また、市町村合併があった場合は、旧市町村の実績を合計して回答頂けると幸いです。

ご解答欄(枠内に数字またはアルファベットをご記入ください。必要な場合は括弧内にコメントをお書き込み下さい。)

Q1 件 ()

Q2 ()

→「5」を選択の場合 ()

Q3 ()

Q4 ()

Q5 回 ()

Q6 ()

→「3」を選択の場合 ()

Q7 ()

→「1」or「2」のいずれかを選択された場合 ()

Q8-1 ()

Q8-2 ()

→「1」を選択の場合 ()

Q8-3 ()

Q9-1 ()

Q9-2 ()

Q9-3 ()

Q10-1 ()

Q10-2 ()

→「1」を選択の場合 ()

Q10-3 ()

→「1」を選択の場合 ()

Q10-4 ()

→「1」or「2」のいずれかを選択された場合 ()

Q11 ()

Q12 ()

→「1」を選択の場合 a()件、b()件、c()件、d()件、e()件、f()件

Q13 ()

Q14-1 ()

→「1」or「2」の理由 ()

Q14-2 ()

→「3」を選択の場合 ()

Q14-3 ()

ご協力ありがとうございました。
ご記入いただきましたアンケートは、ご多忙中恐縮ですが6月22日(木)までにご返送いただければ幸いです。

「登録有形文化財(建造物)に関するアンケート」設問シート ～その1～

Q1. 貴市町村における現在の登録有形文化財(建造物)の件数をご記入ください

Q2. 貴市町村で最初の登録有形文化財(建造物)が誕生したきっかけは何ですか。該当する項目をお選びください(複数回答可)。

- | | | | | | | |
|------------------|--------------------|---------------------|----------------------|---------------------|--------------------|---------------|
| 1. 所有者からの
申し出 | 2. 文化庁からの
アドバイス | 3. 都道府県からの
アドバイス | 4. 市町村が積極的
に働きかけた | 5. 専門家からの
アドバイス※ | 6. 歴史的建造物の
調査など | 7. その他
() |
|------------------|--------------------|---------------------|----------------------|---------------------|--------------------|---------------|

※上記で5を選択された場合におたずねします。専門家の具体的な分野は何ですか。該当する項目をお選びください(複数回答可)。

- | | | | | | |
|-----------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|----------------------|---------------|
| a. 建築の研究者
(大学の教員等) | b. 建築の実務家
(設計者・施工者) | c. 土木の研究者
(大学の教員等) | d. 土木の実務家
(設計者・施工者) | e. 文化財専門家
(文建協など) | f. その他
() |
|-----------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|----------------------|---------------|

Q3. 貴市町村では登録有形文化財(建造物)についてどのように受けとめていますか。該当する項目をお選びください(複数回答可)。

- | | | | | | | |
|------------------------|----------------------|----------------------|------------------------|-----------------|----------------------|---------------|
| 1. 市民の文化財へ
の関心が高まった | 2. 文化庁との連絡
窓口ができた | 3. 歴史的建造物の
保全に効果大 | 4. 役所内で文化財
の意識が変わった | 5. 事務負担が増え
た | 6. まだ制度がよく
理解できない | 7. その他
() |
|------------------------|----------------------|----------------------|------------------------|-----------------|----------------------|---------------|

Q4. 貴市町村では今まで独自に歴史的建造物・土木遺産などの調査を実施していますか。該当する項目をお選びください(複数回答可)。

- | | | | | | | |
|--------------------|----------------------|--------------------|---------------------|-----------------------|----------------------|---------------|
| 1. 市町村史で実施
している | 2. 社寺建築調査を
実施している | 3. 民家調査を実施
している | 4. 町並み調査を
実施している | 5. 近代化遺産調査
を実施している | 6. 土木遺産調査
を実施している | 7. その他
() |
|--------------------|----------------------|--------------------|---------------------|-----------------------|----------------------|---------------|

Q5. 貴市町村は登録有形文化財(建造物)を今までに何回申請していますか。

Q6. 登録の申請にあたって相談している機関や団体・個人などがありますか。該当する項目をお選びください(複数回答可)。

- | | | | | | | |
|--------------------|--------------------|----------------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|---------------|
| 1. 文化庁の助言を
得ている | 2. 都道府県に相談
している | 3. 登録文化財を有
する他市町村※
(視察も含む) | 4. 建築関係の研究
者
や実務家 | 5. 土木関係の研究
者
や実務家 | 6. 文化財専門家
(文建協など) | 7. その他
() |
|--------------------|--------------------|----------------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|---------------|

※ 上記で「3」を選択された場合、具体的な市町村名をご教示ください。

Q7. 貴市町村では登録有形文化財(建造物)の認知度は高いと思いますか。該当する項目をお選びください(複数回答可)。

- | | | | | |
|--------------------------|------------------------|-------------------------|--------------------|---------------|
| 1. ほとんどの住民が
知っていると思う※ | 2. 過半の住民が
知っていると思う※ | 3. あまり知らない
と思う(半数以下) | 4. ほとんど知らない
と思う | 5. その他
() |
|--------------------------|------------------------|-------------------------|--------------------|---------------|

※ 上記で「1」または「2」を選択された場合、その理由は何だと思えますか。行動主体が民間・公共団体を問わず該当する項目をお選びください(複数回答可)。

- | | | | | | | |
|-----------------------|------------|---------------------|--------------------|------------|-----------------|---------------|
| 1. 公開等のイベント
を行っている | 2. 広報誌での宣伝 | 3. 登録文化財関連
マップ作成 | 4. 登録文化財リスト
の公開 | 5. マスコミの報道 | 6. 調査報告書の
公開 | 7. その他
() |
|-----------------------|------------|---------------------|--------------------|------------|-----------------|---------------|

Q8. 有形登録文化財(建造物)の申請手続きに関しておたずねします。

8-1 手続きの際に参考にしてしている参考資料は何ですか。該当する項目をお選びください(複数回答可)。

- | | | | | |
|---------------------|----------------------|---------------------|-----------------------|---------------|
| 1. 文化庁発行の
パンフレット | 2. 月刊文化財掲載
の手続き解説 | 3. 都道府県からの
助言による | 4. 参考資料は特に
用意していない | 5. その他
() |
|---------------------|----------------------|---------------------|-----------------------|---------------|

8-2 手続きの際に困ったことはありますか

- | | |
|--------|---------|
| 1. ある※ | 2. 特にない |
|--------|---------|

※ 上記で「1. ある」と答えた場合、その内容はどんなことですか。該当する項目をお選びください(複数回答可)。

- | | | | | | |
|----------------------|-------------------------------|---------------------------|--------------------|---------------------|---------------|
| a. 所有者の同意を
得るのが大変 | b. 当該建物を登記
内容と照合するの
が大変 | c. 図面や写真を用
意
するのが大変 | d. 見解を用意する
のが大変 | e. 申請前の調査費
獲得が大変 | f. その他
() |
|----------------------|-------------------------------|---------------------------|--------------------|---------------------|---------------|

8-3 見解について参考資料がない場合は誰に執筆を依頼していますか。該当する項目をお選びください(複数回答可)。

- | | | | | | |
|-----------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|----------------------|---------------|
| 1. 建築の研究者
(大学の教員等) | 2. 建築の実務家
(設計者・施工者) | 3. 土木の研究者
(大学の教員等) | 4. 土木の実務家
(設計者・施工者) | 5. 文化財専門家
(文建協など) | 6. その他
() |
|-----------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|----------------------|---------------|

Q9. 文化財保護法は、登録の際に「あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする(第57条2項参照)」とあります。

この件に関して、貴市町村における登録の場合についておたずねします。

9-1 「関係地方公共団体」の範囲は、具体的にどこまでを対象として相談しましたか。該当する項目をお選びください。

- | | | |
|---------------|------------|---------------|
| 1. 当該市町村と都道府県 | 2. 当該市町村のみ | 3. その他
() |
|---------------|------------|---------------|

9-2 「関係公共団体の意見」とは、具体的にはどのようなものでしたか。該当する項目をお選びください。

- | | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------|---------------------|---------------|
| 1. 文化財保護審議会等諮問機関の意見
に基づく市町村の見解 | 2. 当該市町村教育委員会の見解
(1. 以外) | 3. 都道府県教育
委員会の意見 | 4. その他
() |
|-----------------------------------|-----------------------------|---------------------|---------------|

9-3 申請手続きに関して、貴市町村における登録経験を通じたご意見・ご提案があれば自由にご記入いただければ幸いです。

「登録有形文化財(建造物)に関するアンケート」 設問シート ～その2～

Q10. 登録有形文化財(建造物)の維持修理についておたずねします。

10-1 登録有形文化財(建造物)は、修復の際に設計監理料に対して補助金を受けることができる制度があります。
ただし設計監理料が200万円以上の修復工事が対象です。この事に関してどのようにお考えですか。該当する項目をお選びください。(複数回答可)

1. 大規模な修復の際にきちんとした設計監理ができるのでよい 2. 実際には該当する工事は少ない 3. 補助対象の設計監理料金額を下げたい (万円位まで) 4. 工事費にも補助を考えて欲しい () 5. その他 ()

10-2 貴市町村の登録有形文化財(建造物)で、登録後に国の補助金をうけて修復工事を実施した事例がありますか。該当する項目をお選びください。

1. ある※ 2. 検討中 3. ない

※ 上記で「1. ある」と回答された場合におたずねします。

補助金申請の際に参考にしている資料は何ですか。該当する項目をお選びください(複数回答可)。

- a. 文化庁発行のパンフレット b. 月刊文化財掲載の手続き解説 c. 都道府県からの助言による d. 参考資料は特に用意していない e. その他 ()

10-3 登録有形文化財(建造物)の修復に関する補助金申請手続きの際に困ったことはありますか。該当する項目をお選びください。

1. ある※ 2. 特にない

※ 上記で「1. ある」と回答された場合、その内容はどんなことですか。該当する項目をお選びください(複数回答可)。

- | | | | | | |
|----------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------|----------------|----------|
| 1.所有者との連絡調整が大変 | 2.修復計画について相談する専門家を捜すのが大変 | 3.修復内容を見積もってもらう業者を捜すのが大変 | 4.修復内容をチェックできる設計監理者を捜すのが大変 | 5.文化庁との連絡調整が大変 | 6.その他() |
|----------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------|----------------|----------|

10-4 貴市町村では、登録有形文化財(建造物)の維持や修理に関して独自の支援制度がありますか。該当する項目をお選びください。

1. ある※ 2. 現在検討中※ 3. 特にない

※ 上記で「1. ある」または「2. 現在検討中」と回答された場合、その内容を具体的に教えてください。

Q11. 貴市町村は文化財保護条例を定めていますか。該当する項目をお選びください。

1. 定めている 2. 現在検討中 3. 定めていないが必要は感じている 4. 定めていないし必要も感じていない 5. 文化財保護条例以外の施策を有する 6. 文化財保護条例以外の施策を検討中 7. その他 ()

Q12. 貴市町村は登録有形文化財(建造物)以外の保存・継承施策に基づく歴史的建造物・土木遺産がありますか(未指定の郷土資料館なども含む)。

1. ある ※ 2. ない

※ 上記で「1. ある」と回答された場合、その保存・継承施策の種別と件数を教えてください(複数回答可)。

- a. 国指定重要文化財 () 件 b. 都道府県指定文化財 () 件 c. 市町村指定文化財 () 件 d. 市町村独自の登録文化財 () 件 e. 資料館などに活用している未指定の古建築 () 件 f. その他 () 件

Q13. 景観法と登録有形文化財(建造物)との関係について、どうお考えですか。該当する項目をお選びください(複数回答可)。

1. 是非景観法と登録文化財を
関連させていきたい 2. 景観法には注目しているが、歴史的
建造物保全とは直結しないと思う 3. 両者は関係しない 4. 景観法の実態が
よくわからない 5. その他
()

Q14. 最後に日本建築学会に関しておたずねします。

日本建築学会では建築歴史・意匠部門の委員会を組織しており、そのもとに民家・近代建築・日本建築史・都市史・西洋建築史などの小委員会を組織しています。また全国の支部（北海道・東北・関東・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州）において歴史意匠の専門研究委員会を組織しています。その目的として、歴史的建造物に関する調査研究や保存に関する社会活動を行っています。

14-1 貴市町村では、いまだで日本建築学会と連携して調査活動や教育普及活動などを行ったことがありますか(教育委員会関連のみで結構です)。

1. ある★ 2. ない※

★「1. ある」を選択された場合、どのような事業ですか。

※「2. ない」を選択された場合、その理由は何ですか。該当する項目をお選びください。

- a. 具体的な相談窓口がわからない b. 研究者あるいは文化財保護委員に個別に相談しているので必要ない c. その他 ()

14-2 貴市町村では、登録有形文化財(建造物)の登録や修復に関して、日本建築学会と連携することに関してどうお考えですか。

1. 連携できれば嬉しいです
2. 連携が可能ならば検討したい。
3. 期待していない
※
4. その他 ()

※ 上記で「3. 期待していない」と回答された場合、その理由を教えてください。

14-3 貴市町村で登録有形文化財(建造物)の登録や修復に関して日本建築学会と連携する場合、どのような点に期待しますか。

ご協力ありがとうございました。

ご記入いただきましたアンケートは、ご多忙中恐縮ですが6月22日(木)までにご返送いただければ幸いです。

4. 登録有形文化財(建造物)がまだ存在しない市町村へのアンケート内容 B様式

日本建築学会関東支部歴史意匠専門研究委員会

登録有形文化財(建造物)に関するアンケート

この調査は別紙依頼文の通り、登録有形文化財(建造物)の実態を把握するため、制度遂行上重要な役割を担っておられる地元自治体の担当者様
 をお願いするものです。アンケート結果は、登録文化財制度を通して歴史的建造物などを活用・継承していくため、所有者や地元自治体と連携して
 学識経験者が果たすべき役割を検討する基礎資料とさせて頂く所存です。よろしくご協力願います。

調査代表者 日本建築学会関東支部 歴史意匠専門研究委員会 主査 大野敏(横浜国立大学)

貴市町村の調査担当は関東支部歴史意匠専門研究委員の◆◆です。アンケートに関してのお問い合わせ等は下記までお願いします。

各担当委員が連絡先住所・電話番号・Fax番号メールアドレス等を記入

貴市町村名をご記入ください

市町村名

ご担当部署名と連絡先をご記入ください

ご担当部署

電話/FAX

差し支えなければお名前をご記入願います

ご氏名

別紙「設問シート」に、お聞きしたい項目を列挙いたしました。貴市町村の場合について平成18年3月末日時点においてご回答いただければ幸いです。
 また、市町村合併があった場合は、旧市町村の実績を合計して回答頂けると幸いです。

ご解答欄 (枠内に数字またはアルファベットをご記入ください。必要な場合は括弧内にコメントをお書き込み下さい。)

Q1

Q2

()

Q3

()

Q4

()

Q5

()

Q6

()

Q7

()

→「1」を選択の場合 a()件、b()件、c()件、d()件、e()件、f()件

Q8

()

→「4」を選択の場合 ()

Q9

()

Q10-1

→「1」or「2」のいずれかを選択された場合 ()

Q10-2

()

→「3」を選択した理由 ()

Q10-3 ()

ご協力ありがとうございました。
 ご記入いただきましたアンケートは、ご多忙中恐縮ですが6月22日(木)までにご返送いただければ幸いです。

「登録有形文化財(建造物)に関するアンケート」 設問シート

Q1. 登録有形文化財(建造物)の制度をご存じですか。

- 1 はい 2 いいえ

Q2. 貴市町村は所有者からの申請手続きの相談を受けて登録有形文化財(建造物)の登録業務を計画していますか。

1. 現在手続着手 2. 検討はしているが 3. 計画していない 4. その他
具体的には未定 ()

Q3. 登録は所有者の自主的な申請行為で行われますが、その意思決定や手続きに当たっては地元自治体のアドバイスや事務処理上の援助が重要です。このことをふまえて、貴市町村に登録有形文化財(建造物)が無いのは行政から見てもなぜだと思いませんか。該当する項目をお選びください(複数回答可)。

1. 所有者から相談がない
2. 登録に値する建物は存在しないと思う
3. 業務多忙で歴史的建造物まで手が回らない
4. 登録有形文化財の制度に関する情報が少ない
5. 相談できる専門家がいない
6. 登録有形文化財以外の保全策で十分
7. その他

Q4. もし貴市町村に登録有形文化財(建造物)の基準を満たす建物があり、専門家の評価も得られれば、所有者に登録を働きかけますか。

1. 働きかける 2. 専門家の意見は 3. 働きかけない 4. その他
伝えるが所有者の ()
意思を尊重する

Q5. 貴市町村では今まで独自に歴史的建造物・土木遺産などの調査を実施していますか。該当する項目をお選びください(複数回答可)。

1. 市町村史で実施している 2. 社寺建築調査を実施している 3. 民家調査を実施している 4. 町並み調査を実施している 5. 近代化遺産調査を実施している 6. 土庫遺産調査を実施している 7. その他 ()

Q6. 貴市町村は文化財保護条例を定めていますか。該当する項目をお選びください。

1. 定めている 2. 現在検討中 3. 定めていないが
必要に感じている 4. 定めていないし
必要も感じていない 5. 文化財保護条例
以外の施策を有する 6. 文化財保護条例
以外の施策を検討中 () 7. その他

Q7. 貴市町村は有形登録文化財(建造物)以外の保存・継承施策に基づく歴史的建造物・土木遺産がありますか(未指定の郷土資料館なども含む)。

1. ある※ 2. ない

※ 上記で「1. ある」と回答された場合、その保存・継承施策の種別と件数について、該当する項目をお選びください(複数回答可)。

- a. 国指定重要文化財 () 件 b. 都道府県指定文化財 () 件 c. 市町村指定文化財 () 件 d. 市町村独自の登録物件 () 件 e. 資料館などに活用している未指定の古建築 () 件 f. その他 () 件

Q8. 貴市町村では今後のまちづくりに地域の歴史的建造物を活かしていくお考えはありますか。該当する項目をお選びください。

1. おおいにある 2. ある 3. 希望はあるが具体的手法がない 4. ない※ 5. その他
()

※ 上記で「4. ない」を選択された場合、その理由は何ですか。該当する項目をお選びください(複数回答可)。

- a. 歴史的建造物が
ない
- b. 価値ある歴史的
建造物の所在が不明
- c. 歴史的建造物は
構造的に危険
- d. 歴史的建造物は
制約が多く使い難い
- e. その他
()

Q9. 景観法と有形登録文化財(建造物)との関係について、どうお考えですか。該当する項目をお選びください(複数回答可)。

1. できれば景観法と登録文化財を
関連させていきたい
2. 景観法には注目しているが、歴史的
建造物保全とは直結しないと思う
3. 両者は関係しないと思う
4. 景観法の実態が
よくわからない
5. その他
()

Q10. 最後に日本建築学会に関しておたずねします。

日本建築学会では歴史意匠部門の本委員会を組織しており、そのもとに民家・近代建築・日本建築史・都市史・西洋建築史などの小委員会を組織しています。また全国の支部(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州)において歴史意匠の専門研究委員会を組織しています。その目的として、歴史的建造物に関する調査研究や保存に関する社会的活動を掲げています。

10-1 貴市町村では、いまだで日本建築学会と連携して調査活動や教育普及活動などを行ったことがありますか(教育委員会関連のみで結構です)。

1. ある★ 2. ない※

★「1. ある」を選択された場合、どのような事業ですか。

※ 「2. ない」を選択された場合、その理由は何ですか。

- a. 具体的な相談窓口がわからない b. 研究者あるいは文化財保護委員に個別に相談しているので必要ない c. その他 ()

10-2 貴市町村では、有形登録文化財(建造物)の候補さがしや登録に関して、日本建築学会と連携することに関してどうお考えですか。

1. 連携できればぜひそうしたい 2. 連携が可能ならば検討したい。 3. 期待していない※ 4. その他

※ 上記で「3」と回答された場合、その理由を教えてください

10-3 貴市町村で有形登録文化財(建造物)の候補さがしや登録に関して日本建築学会と連携する場合、どのような点に期待しますか。

ご協力ありがとうございました。

ご記入いただきましたアンケートは、ご多忙中恐縮ですが6月22日(木)までにご返送いただければ幸いです。

5. 登録有形文化財(建造物)が存在する市町村からのアンケート回答 A様式

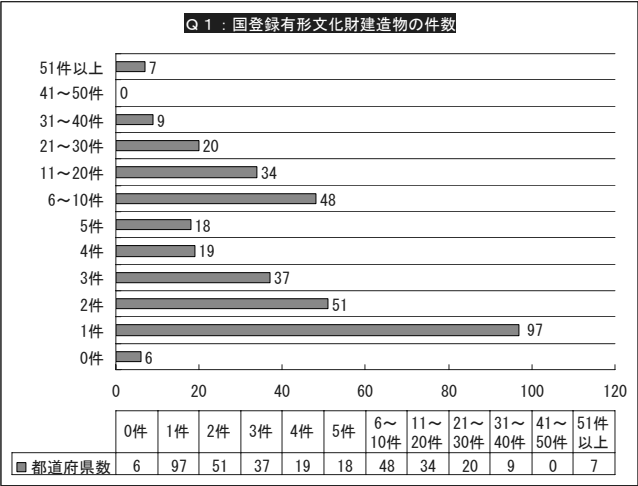
5-1. 回答状況

アンケートの回答は、平成 18 年 7 月 27 日現在 1843 中 907 (49.2%) である。全体の回答率は 50%に達していないが、900 件を超えるデータの示す意味は大きいと言える。A様式への回答率は 626 対象中 346 (55.3%) で、B様式の回答率 1217 対象中 561(46.1%) を大きく上回っている。やはり登録有形文化財(建造物)が存在する市町村の方が、アンケート調査への関心が高いことがあらわれている。

5-2. 回答内容

設問毎に回答内容を一覧表とグラフで示し、必要に応じて簡単な説明を付す。

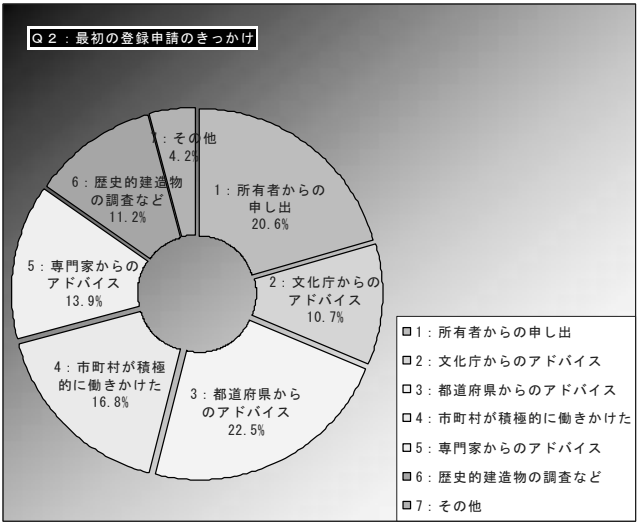
A-Q 1. 貴市町村における現在の登録有形文化財(建造物)の件数をご記入ください



A-Q 2. 貴市町村で最初の登録有形文化財(建造物)が誕生したきっかけは何ですか。(複数回答可)

Q 2 (複数回答可)

項目	回答数
1：所有者からの申し出	98
2：文化庁からのアドバイス	51
3：都道府県からのアドバイス	107
4：市町村が積極的に働きかけた	80
5：専門家からのアドバイス	66
6：歴史的建造物の調査など	53
7：その他	20



「所有者からの申し出」が約 2 割を占める。それ以上に、所有者に対する関係自治体や専門家の積極的な働きかけが、登録の大きな契機となりうるということが改めて確認できる。なお、都道府県の項目には、都道府県自体がその所有する文化遺産を登録する場合が含まれる。

A-Q 2に関連して、登録の契機となったアドバイスをを行った「専門家」の内訳

項目	回答数
a：建築の研究者	24
b：建築の実務家	21
c：土木の研究者	3
d：土木の実務家	3
e：文化財の専門家	15
f：その他	6

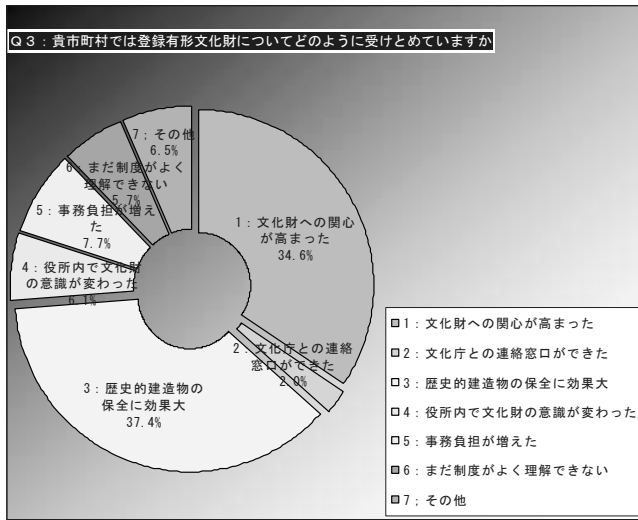


文化財の専門家に関する具体的な記述では、「市町村の文化

財保護委員（1件）」や兵庫県の場合は「兵庫県文化財ヘリテ
ージマネージャー(3件)」という回答があった。

A-Q3. 貴市町村では登録有形文化財（建造物）について
どのように受けとめていますか。

Q 3（複数回答可）	
項目	回答数
1：文化財への関心が高まった	170
2：文化庁との連絡窓口ができた	10
3：歴史的建造物の保全に効果大	184
4：役所内で文化財の意識が変わった	30
5：事務負担が増えた	38
6：まだ制度がよく理解できない	28
7：その他	32



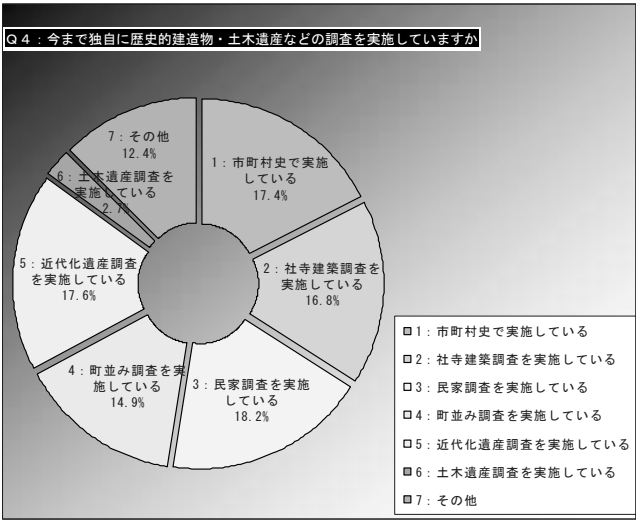
「文化財への関心の高まり」と「歴史的建造物保全の効果」に関する回答が抜群に多く、「役所内での文化財意識の変化」とともに登録制度の成果のあらわれと評価できる。その一方で、「事務負担が増えた」や「まだ制度理解が不十分である」という認識も、実情を示す貴重な意見として注目すべきである。

A-Q4. 貴市町村では今まで独自に歴史的建造物・土木遺産などの調査を実施していますか。

設問では「市町村独自の調査」を行っているかを意図していたが、回答は必ずしも「市町村独自の調査」の件数ばかりでなく、「県の調査」を含む場合が少なくない。「独自の調査は行っていない」という回答も多かったので、県単位の調査を契機とした地元文化遺産確認作業が重要な役割を果たしていることが窺われる。

Q 4（複数回答可）

項目	回答数
1：市町村史で実施している	91
2：社寺建築調査を実施している	88
3：民家調査を実施している	95
4：町並み調査を実施している	78
5：近代化遺産調査を実施している	92
6：土木遺産調査を実施している	14
7：その他	65



A-Q5. 貴市町村は登録有形文化財（建造物）を今までに
何回申請していますか。

設問は、Q-7・9・10を見越して、これまで当該市町村において登録「手続き」を行ったという認識を再確認したかった。しかし設問で「申請」という言葉を使ってしまったので、「申請はしていない」という回答が少なくなかった。この中には「登録には申請行為はない」という意味での回答の他、「県が登録を行った」場合や、「市町村はあまり関わっていない」という場合も含まれるようだ。

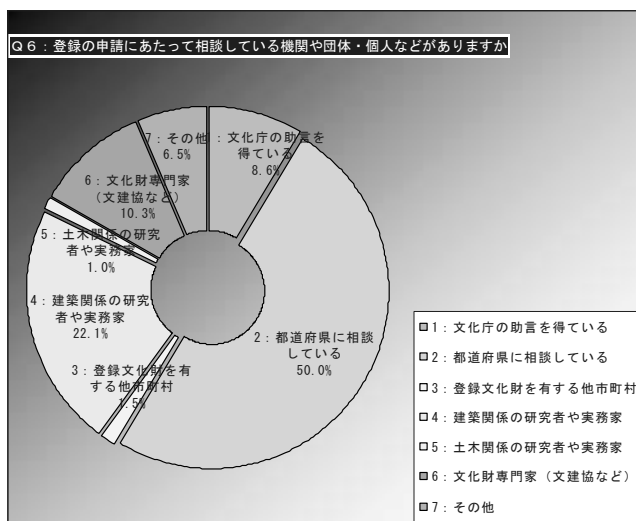
たしかに登録は「申請」行為でなく、所有者の同意を得て国が登録しようとする一連の手続きに関し、地元公共団体は所有者との連絡調整や対象物件に関する「意見」の提出を担う。したがって地元市町村の場合、「登録手続き」上重要な役割を果たすが、「申請」行為はないので表現が不適切であった。ただし回答の多数は、設問の意図を「地元市町村で登録手続きに関与した回数(答申1回分について1回と換算)」と理解して回答してくれたようだ。したがって現実には「登録のための手続きに関与する」ことも、重要文化財などの「申請」行為に関与することも、同じように認識されている場合が多

いようである。いずれにしても専門家や行政担当者も誤解しやすいことが多いので、このあたりの用語とその意味の違いに関しては、もう少し詳しい情報提供を望む。とくに「登録手続き」の場合、その行動主体が国なのか、所有者なのか、自治体なのか、建前上も曖昧な印象がぬぐえない。

A-Q 6. 登録の申請にあたって相談している機関や団体・個人などがありますか。(複数回答可)

Q 6 (複数回答可)

項目	回答数
1：文化庁の助言を得ている	45
2：都道府県に相談している	262
3：登録文化財を有する他市町村	8
4：建築関係の研究者や実務家	116
5：土木関係の研究者や実務家	5
6：文化財専門家（文建協など）	54
7：その他	34



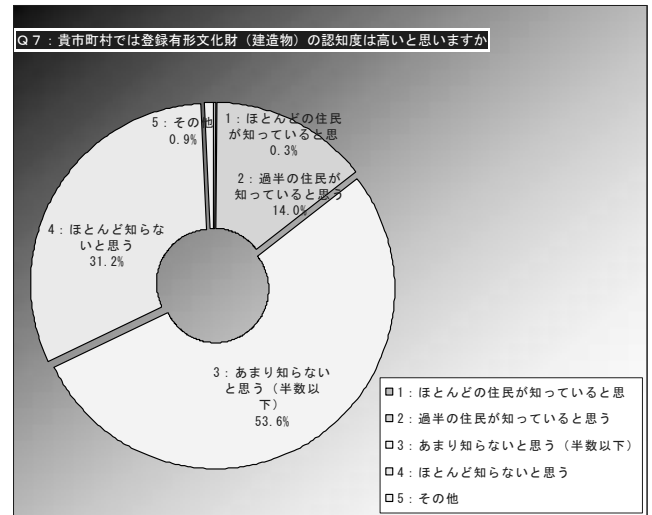
設問の意図は「地元市町村が登録の手続きに関与する場合、どのような機関や団体・個人に相談するか」で、相談内容は主に書類整備上の問題を想定していた。

回答は概ねこの意図に沿っているようだ。相談先は都道府県が半数で、文化庁に直接助言を求めるのは遠慮があるのか少ない。また、建築関係の研究者・実務家や文化財の専門家へ相談する割合が大きい点も注目される。これに反して、登録有形文化財を有する他市町村への相談割合は少ない。視察などは盛んに行われている印象があるが、実態に即していないのであろうか。

A-Q 7. 貴市町村では登録有形文化財(建造物)の認知度は高いと思いますか。(複数回答可)

Q 7 (複数回答可)

項目	回答数
1：ほとんどの住民が知っていると思う	1
2：過半の住民が知っていると思う	49
3：あまり知らないと思う（半数以下）	187
4：ほとんど知らないと思う	109
5：その他	3



設問は、「登録有形文化財(建造物)が地域に親しまれ、文化財の概念に大きな変化をもたらしている」ことを想定し、それはどのような活動のもとに推進されているのかを、下記枝間で把握しようとした。

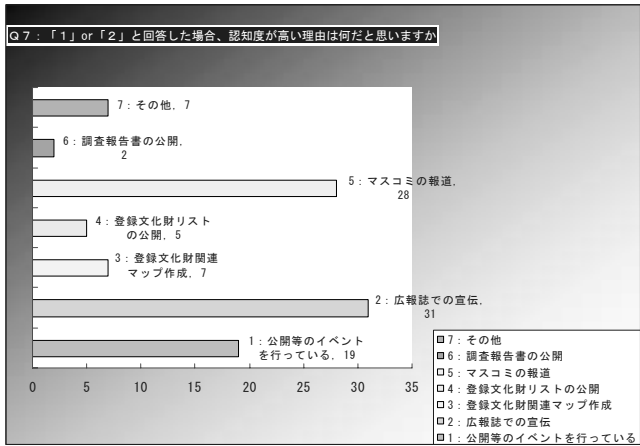
しかし、実際の回答は「認知度は低い」という否定的な認識が圧倒的多数を占めた。従って「なぜ認知度が低いのか」を枝間で問うべきであった。これは予想しなかった結果で、調査者としてもショックを受けた。と同時に今後注意して検討すべき重要な問題といえる。

なお、「文化財そのものの認識はあっても、指定と登録の区分けについての認識度はあまり高くないと思われる」、「一般的に指定と登録の違いがわかりにくいいため、「登録」としての認知度は低いと思われる」、「登録したばかりなので認知度は低い」、「建造物としてはよく知られているが、登録文化財という認知度は低い」、「市町村合併により旧市以外の認知度が低い」などの指摘があった。

前記Q7で「1」または「2」を選択された場合、その理由は何だと思えますか。行動主体が民間・公共団体を問わず該当する項目をお選びください（複数回答可）

Q7で「1・2」の場合の理由（複数回答可）

項目	回答数
1：公開等のイベントを行っている	19
2：広報誌での宣伝	31
3：登録文化財関連マップ作成	7
4：登録文化財リストの公開	5
5：マスコミの報道	28
6：調査報告書の公開	2
7：その他	7

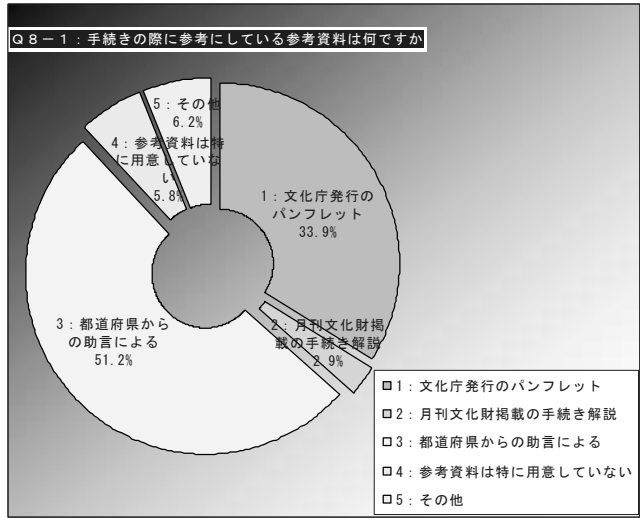


登録有形文化財(建造物)への関心喚起は、報道・広報紙による紹介の比率が高く、公開等のイベントがこれに次ぐ。これに対して調査報告書の公開は専門的な手法過ぎるのか回答数が少なく、リスト公開や関連マップの回答数も少なかった。ただし、これらの資料はどの程度まで市町村で整備しているかを確認しないと本質的な検討はできない。とはいえ、「公開等のイベント」が効果が高いことを考えると、報告書やリストやマップを用いた「解説ツアー(関心度別のコースメニューによる)」などの活動は、今後重要となるであろう。なお、「その他」の回答には、「市独自の登録有形文化財制度の導入、悉皆調査の際のアンケート等による普及啓発活動」(千葉県佐倉市)のような極めて積極的な回答の他、「ガイドブックに掲載、活用行事、議会質問など」(神奈川県伊勢原市)、「資料館として活用し、年数回の企画展を開催している」(愛媛県宇和島市)、「商用店舗とし営業・公開している」(埼玉県行田市)などが寄せられた。

A-Q8-1. 有形登録文化財(建造物)の申請手続きに関して、手続きの際に参考になっている参考資料は何ですか。(複数回答可)

Q8-1（複数回答可）

項目	回答数
1：文化庁発行のパンフレット	164
2：月刊文化財掲載の手続き解説	14
3：都道府県からの助言による	248
4：参考資料は特に用意していない	28
5：その他	30



登録手続きに関しては、都道府県からの情報提供が最も重要で、文化庁発行のパンフレットもきわめて効果が高いことがわかる。『月刊文化財』には時々登録有形文化財(建造物の)特集が組まれ、手続き手法について解説がなされていて参考になるのだが、あまり参照されていないようだ。また、「過去のことで回答不可」という回答も複数あった。登録手続きがまれにしか行われない市町村では、そのノウハウが引き継がれない可能性を示唆しており注意を要する

A-Q8-2. 有形登録文化財(建造物)の申請手続きに関して、手続きの際に困ったことはありますか。

Q8-2

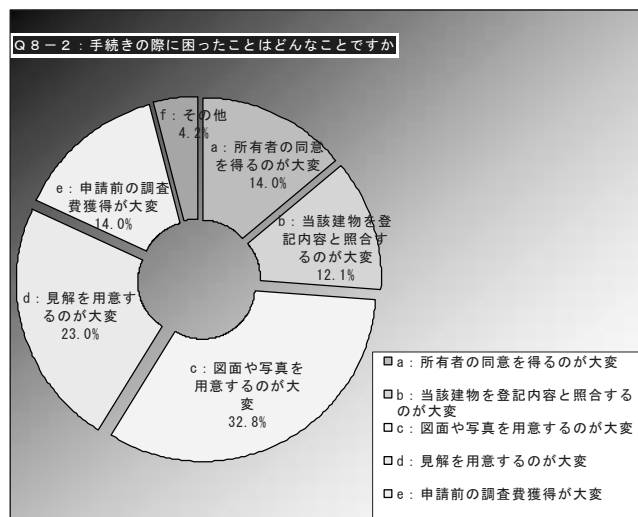
項目	回答数
1：ある	152
2：特にない	177

手続きの際に困ったという回答は、回答中の約46%で半数を下回ったが、約半数が手続きの上で課題を抱えている事実は、深刻に解すべきであろう。

前記Q8-2で「1. ある」と答えた場合、その内容はどんなことですか。(複数回答可)。

Q8-2で「ある」場合の内容(複数回答可)

項目	回答数
a：所有者の同意を得るのが大変	37
b：当該建物を登記内容と照合するのが大変	32
c：図面や写真を用意するのが大変	87
d：見解を用意するのが大変	61
e：申請前の調査費獲得が大変	37
f：その他	11



「所有者の同意を得るのが大変」は比較的少なく、「図面や写真を準備する」や「見解を用意する」など比較的専門的知識を必要とする作業に関する問題が過半を占める。またそのための調査を捻出することも負担となっている様子が窺われる。「その他」をはじめ意見記入事例は少ないが、それぞれ興味深い問題が指摘されているので以下に紹介する。

Q8-1：「手続きの際に困ったこと」の回答のうち具体的記述により指摘された事項

- ◆首長や首長部局に対して「調査費用等をかけて登録文化財を増やすメリットおよび経済効果等」を説明する際の基礎資料が不足している。
- ◆調査費は現在区が負担しているが個人住宅、団体所有、公平性の点で疑問の声もでている。建造物専門の学芸員はいないので価値の判断、所見について文化財調査員に依頼しているが一人の判断でよいかの意見がある。
- ◆県所有物件については、県教委から連絡があるまで(登録手続きが進んでいたことが地元市町村に)分からなかった。また、指定後のマスコミ対応等が大変であった。

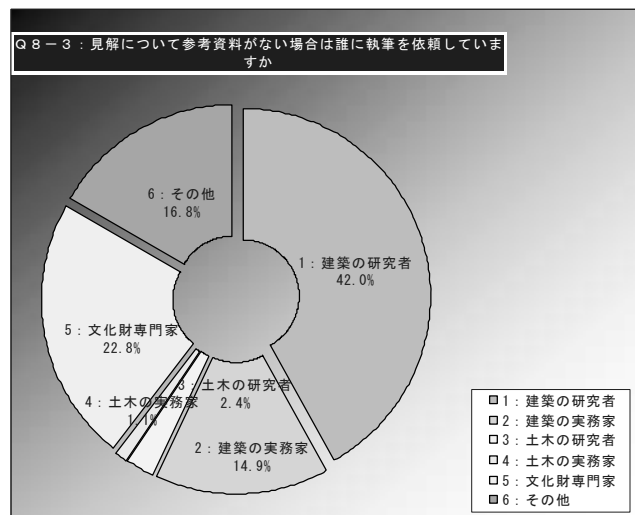
- ◆事務手続きの実際が良く分からない。
- ◆書類の事前審査が大変である。
- ◆初めてでどうしてよいかわからなかった。
- ◆登記されていない建造物の場合、所有者確定の協議が必要。
- ◆書式が縦書きか横書きか。
- ◆登録と指定の差および補助対象範囲の差を理解してもらうことが大変。
- ◆年代や所有者の特定。
- ◆申請者との調整。

A-Q8-3. 有形登録文化財(建造物)の申請手続きに関して、見解について参考資料がない場合は誰に執筆を依頼していますか。(複数回答可)

Q8-3 (複数回答可)

項目	回答数
1：建築の研究者	155
2：建築の実務家	55
3：土木の研究者	9
4：土木の実務家	4
5：文化財専門家	84
6：その他	62

当然のことながら、当該物件が登録基準を満たすことを裏付ける「見解」は、建築の研究者に依頼される場合が多い。次いで文化財の専門家、建築実務家の順で、両者を併せると研究者に迫る比率となる。「その他」の中で多いのは地元市町村や県の文化財保護審議委員(11)で、都道府県の文化財専門職員(3)、市町村の技師や学芸員(3)、市町村の担当職員(2)、兵庫県ヘリテージマネージャー登録者(2)、NPO(1)、所有者が建築家やNPOに依頼して準備(3)などがある。



A-Q9-1. 文化財保護法は、登録の際に「あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする（第57条2項参照）」とあります。この件に関して、「関係地方公共団体」の範囲は、具体的にどこまでを対象として相談しましたか。（複数回答可）

Q9-1	
項目	回答数
1：当該市町村と都道府県	208
2：当該市町村のみ	55
3：その他	9

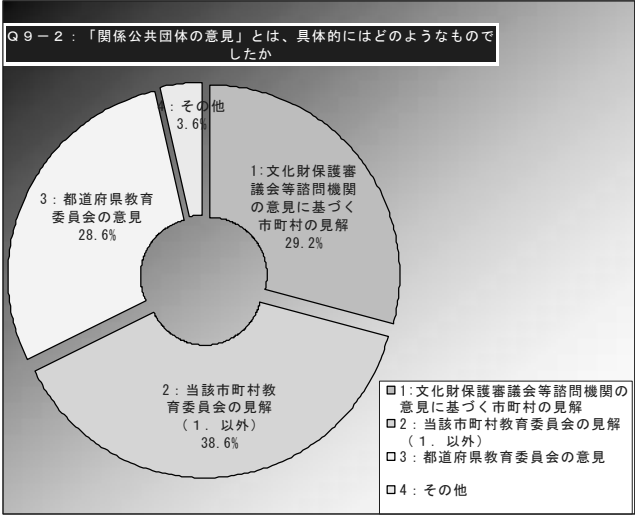
この設問は、表現が曖昧だったことを反省している。設問意図は、「登録に際しては、国が当該公共団体に意見を聴くことになっている。実際に登録候補物件に対して国から意見を求められた場合、市町村はどのように対応しているのか。どこかに相談して対応しているのであれば、その相談する範囲を教えてください」であったが、設問ではその意図が良く伝わらず、「国が意見を求める範囲がどこまでか」を市町村に尋ねるような印象を与えてしまった。そのため一部市町村からはその旨指摘された。ここにお詫びしたい。

そのため回答も、「国が意見を求めている範囲」を市町村が推察して答えているのか、自分の市町村に国から意見を求められた場合に相談している範囲を答えているのか不明瞭である。したがってこの回答は、今回は分析対象からは外しておきたい。せっかくお答えいただいた方々に重ねてお詫び申し上げます。

なお、「国が当該公共団体に意見を聴く」ことの理由の一つは、国が「登録」しようとしている物件について、地元自治体がすでに保存施策を講じようとして動き始めていたりする場合、保存の網が重なることを事前に察知する(当初は登録と地方指定文化財が重なることは不可であったが、現在は場合により可能となった)意図があるという（文化庁・堀勇良主任文化財調査官のご教示による）。

A-Q9-2. 「関係公共団体の意見」とは、具体的にはどのようなものでしたか。（複数回答可）

Q9-2（複数回答の可能性有り）	
項目	回答数
1:文化財保護審議会等諮問機関の意見に基づく市町村の見解	105
2：当該市町村教育委員会の見解（1. 以外）	139
3：都道府県教育委員会の意見	103
4：その他	13



この設問も一部誤解を招いたようであるが、本来の意図は「国から意見を聴かれた場合、市町村は具体的にどのように対応して返答したのか」を尋ねるものであった。想定されるケースは、①市町村の文化財保護審議会に相談する場合、②市町村教育委員会で判断して対応する場合、③都道府県に相談して助言を得る場合であった。結果は、まず市町村内においては、文化財保護審議会に相談する比率が43%（104／241）、それ以外の方法で教育委員会が判断する場合は57%である。都道府県の意見の場合は、これだけを単独回答したものが75件あり、県の意見を最優先させる市町村が比較的多いことがわかる。

A-Q9-3 申請手続きに関して、貴市町村における登録経験を通じたご意見・ご提案があれば自由にご記入ください。

この設問も正しくは「登録手続きに関して・・・」と記すべきであった。内容によって大まかに分類し、項目の多い順に紹介すると以下ようになる。意見はいずれも傾聴に値する。

書類の準備に関する専門性や費用負担の問題点

- ◆個人で申請する場合図面作成等の費用がかかるので、その費用について市町村が負担するのかどうか。
- ◆登録の際の図面の作成や専門家による調査に要する費用を誰が負担するのか不明確、その公的補助が必要と思われる。
- ◆当町の登録有形文化財については、所有者の方が自身で業者に頼んで調査・執筆していただきました。

◆所有者が独自に自己負担で調査を依頼したケースがあります。所有者の金銭的負担を軽減するためにも都道府県や日本建築学会で登録時の調査・見解執筆者の登録・斡旋制度を整備してもらおうと助かります。

◆県指定申請よりも手続・書類が複雑。

◆市の文化財審議会に建造物の専門家が不在であり、所見や見解を用意する際に苦労した。

◆申請に至るまでの調査等事前の準備が予算的にも事業的にも難しい。

◆文化財と認定されていない建物の図面の作成ができず申請ができないケースがある。

◆ある建築士が建造物の調書作成を生業とし、建造物の調査を所有者の了解を得ないまま行い、対価を請求するトラブルがあった。

◆Q14-3と重複する部分もありますが、本市では、地元の工務店から登録候補物件の紹介を受けたことがあり、それがきっかけで教育委員会で所見をつくって申請を行った例があります。このように、行政で把握できていない登録候補物件について、地域をよく知る学会会員から、情報提供を受けることができるようなシステムづくりについて、今後検討していただければ幸いです。

◆任意団体で地域における登録文化財のエリア化を進めているおり、町は進達するのが主な状況である。

◆教育委員会が事務を代行するのが大変。

◆図面や写真の用意、登記簿との照合や見解など建築を専門にしていない者にとっては負担が大きい。文化庁通知で申請にあたっての記入や調査が難しくなっており、文化財担当というだけで対応していくにはかなり困難と思われる。

手続きの指針や制度周知の必要性に関する意見

◆新規で登録有形文化財の手続きを行う予定でいるが、申請に必要なものがどのようなものであるのか、様式はどのようなものか、手に入れにくいのが問題。

◆申請者向けに具体的な案内(必要な書類を入れたもの)があるとよい。

◆既登録物件は県の所有のため手続き上困ったことはなかったが、この登録制度について意見を述べるなら、手続きの困難さを軽減するためにも、まだまだ制度を知っている人が少なく制度の周知が望ましいと考えます。

◆申請手順がわかりにくい、専門用語がわからない。

◆申請に必要な書類等を含めた見やすいマニュアルがあると良い、文化審議会の審議回数を増やしてほしい。

◆例がないと作成できない。

◆登録文化財申請のシステムが明確化されていないので周知が必要。

◆県が窓口となって指導されたが、申請書提出時期が明確でない・添付資料について何をどこまで準備していいのか、など対応しづらいことがあった。

制度そのものに関する意見

◆個人専用住宅等の場合、実用面で不便な部分が多いため、規制の強弱に関わらず保存を前提とした文化財指定・登録に対して所有者の同意を得ることが難しい。

◆登録後の内部変更は届出不要にもかかわらず、申請書類に内部構造まで求めるのは疑問である。

◆敷地についても減税措置を検討してもらいたい。

◆所有者からの申請が多いため、市の意見を付す場合や、市の推薦としなければならない場合、当市の文化財(建造物)指定基準と矛盾する場合がある。

登録手続きに際しての所有者との連絡調整に関する意見

◆申請には所有者の承諾が必要で、行政側が文化財的価値を認めていても、所有者の意向により申請できない場合もある。

◆登録文化財は、指定文化財に比べ文化財に対する縛りが少ないが、半面補助等のメリットが余りないという点を所有者・管理者に理解してもらうことが難しかった。当町の該当文化財が、社寺建築であったことも関係するが…。

◆登録手続きに際しては所有者がするものとしているが、実質的には地方自治体が作成している。特に手続上都道府県と市町村の関係が法令上不明確であり、知識の少ない市町村では困難な部分が多い。

◆補助制度(設計監理料のみ)が充実していないため、所有者から申請を同意を得ることができなかったことがある。

設問の不備に関する指摘

◆登録有形文化財には制度上、申請の手続はありません

◆市は申請を行っていない。意見照会に応じているだけ。

◆Q9については設問に無理があるので回答不可。「意見」とは形だけ。

答申から登録証交付までの期間のスピードアップに関する要望

- ◆年間の申請受付回数が多く、申請しやすい。しかし、答申を得てから登録証が発行されるまでの期間がかなりあり、速やかな発行を希望する。
- ◆申請事務についての意見はない。特に問題も生じていないが、審議会答申までの時間が短縮されれば良いと感じる。
- ◆申請～文化審議会の答申から登録、登録証・プレートの交付までの時間が長すぎて、所有者のモチベーションが下がる。

都道府県所有物件の登録における市町村との意思疎通に関する意見

- ◆県所有のものについては指定される直前まで話が無く、庁内周知など大変であった。
- ◆県所有なので、県が申請しており、市は決定後に話を聞いたので登録申請をしたことはありません。
- ◆登録に際しては、所有者はもとより、税制面のことも絡むので都との連携を深めて行っている。

登録後の対応に関する意見

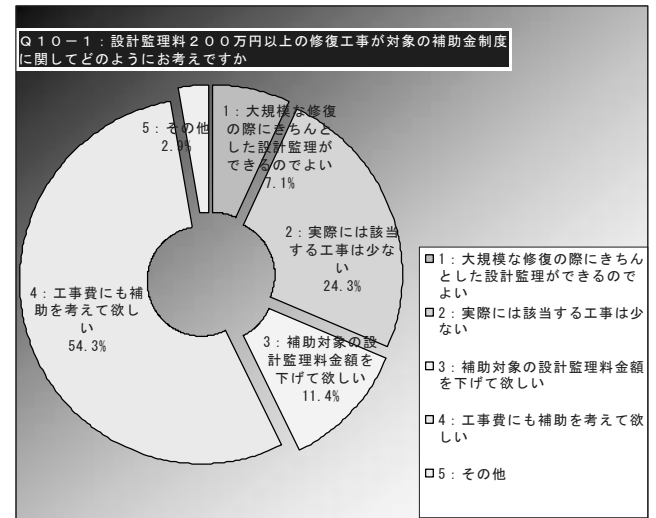
- ◆登録はしましたが、保存修理等の予算面がきびしく出来ない面がある。
- ◆申請手続きは簡単だったが、登録後のアフターケアが整備されていないので、所有者の負担(保存管理に係る経費など)が軽減されず困っている。

その他

- ◆登録申請の住所と告示の住所が違っており遺憾。
- ◆制度開設当初であったので、スムーズな流れであった。

A-Q 1 0-1. 登録有形文化財(建造物)の維持修理に関して、登録有形文化財(建造物)は、修復の際に設計監理料に対して補助金を受けることができる制度があります。ただし設計監理料が 200 万円以上の修復工事が対象です。この事に関してどのようにお考えですか。(複数回答可)

Q 1 0-1 (複数回答可)	
項目	回答数
1：大規模な修復の際にきちんとした設計監理ができるのでよい	34
2：実際には該当する工事は少ない	117
3：補助対象の設計監理料金額を下げて欲しい	55
4：工事費にも補助を考えて欲しい	261
5：その他	14



設計監理料補助に関しては、その主旨があまり浸透しているとは言えないようだ。特に、工事費への補助の希望が圧倒的多数を占める状況は、「指定」あるいは「選定」する文化財と、「登録」する文化財の本質的な違いがまだ理解されていないことを示すのではないだろうか。

また、200 万円以上の設計監理料に関する助成という上限枠のため、実際に該当する事業は少ないのではないかという受け止め方が多い。そして補助対象となる設計監理料の希望は「3～50 万円」、「3～100 万円」、「10 万円」、「20 万円」(2 件)、「30 万円」(2 件)、「50 万円」(5 件)、「100 万円」(4 件)、「150 万円」であった。

なお、「文建協の施工監理費用を考えれば、補助以上に所有者の負担が大きい」という意見もあり、この意見も設計監理費への補助の主旨が浸透していないことのあらわれといえる。

A-Q 1 0-2. 貴市町村の登録有形文化財(建造物)で、登録後に国の補助金をうけて修復工事を実施した事例がありますか。

Q 1 0-2 (複数回答可)	
項目	回答数
1：ある	35
2：検討中	10
3：ない	299

前記 Q 10-2 で「1. ある」と回答された場合、補助金申請の際に参考にしている資料は何ですか。（複数回答可）

Q 10-2 で「1」の場合（複数選択の可能性有り）

項目	回答数
a：文化庁発行のパンフレット	13
b：月刊文化財掲載の手続き解説	0
c：都道府県からの助言による	25
d：参考資料は特に用意していない	1
e：その他	3

A-Q 10-3. 登録有形文化財（建造物）の修復に関する補助金申請手続きの際に困ったことはありますか。

Q 10-3

項目	回答数
1：ある	21
2：特にない	239

前記 Q 10-3 で「1. ある」と回答された場合、その内容はどんなことですか。（複数回答可）。

Q 10-3 で「1」の場合（複数回答可）

項目	回答数
1：所有者との連絡調整が大変	10
2：修復計画について相談する専門家を捜すのが大変	9
3：修復内容を見積もってもらう業者を捜すのが大変	3
4：修復内容をチェックできる設計監理者を捜すのが大変	8
5：文化庁との連絡調整が大変	5
6：その他	5

意見として記述があったものは下記の通り。

- ◆改修資金の申請を申し出たところ、沖縄振興開発金融公庫（本県での政策投資銀行に相当）では、これまで県内では申請がなかったので、打ち切ったとのことであった。そのため、住宅リフォーム資金で改修を行う例がある。
- ◆修復設計業者が地元にはいない。
- ◆公開は外観のみであるが、補助を受けての修理の際は県指定以上の文化財的な配慮が必要であり、工事費の高さから所有者が断念した。
- ◆所有者が住んでいるのでその兼ね合いが大変。
- ◆設計監理費しか補助が出ないので申請できなかった。
- ◆国の指定する所に委託しなければならず、個人住宅の場合手続き書類を整えるのが大変である。
- ◆事業内容において、活用のための改修に係る部分のウエイトが大きかったため、事業全体あるいはその一部が補助事業として適切かどうかの判断に関し、設計者・県・国との調整が難しかった。
- ◆修復設計業者が地元にはいない。

A-Q 10-4. 貴市町村では、登録有形文化財（建造物）の維持や修理に関して独自の支援制度がありますか。該当する項目をお選びください

Q 10-4

項目	回答数
1：ある	19
2：現在検討中	13
3：特にない	308

具体的な支援制度として回答のあったものを紹介すると以下の通り。

- ◆県の景観資産制度とリンクした「景観資産助成事業」。登録文化財を景観資産として登録する（長崎県島原市）
- ◆管理・修理に多額の経費を要する場合、予算の範囲内で補助金を交付することができる（愛媛県西条市）
- ◆緊急度の高い個別の物件の保存修理について必要に応じて支援（鳥取市）
- ◆文化財所有者への助成金 年100千円（大阪府羽曳野市）
- ◆外観の特性を維持する修理に対し 1/3助成（大阪府池田市）
- ◆亀岡市社寺等文化資料保全費補助金交付要綱に基づき補助金交付（京都府亀岡市）
- ◆市の指定文化財保存及び管理事業補助金等交付要綱の内容＜補助対象＞の検討（滋賀県湖南町）
- ◆固定資産税（建物）の減免（三重県伊賀市）
- ◆指定文化財報償金支払要領に基づき、年額 10,000 円を助成。（静岡県富士市）
- ◆登録物件を、市都市計画部門で定めている景観重要建造物の指定し、外観改修や設計費に助成をする（岐阜県各務原市）
- ◆登録文化財だけでなく市内の指定文化財等を含めて、合併以降の例規の見直しを検討中（長野県安曇野市）
- ◆外観の修復工事費を補助する（福井県越前市）
- ◆補助金支出（神奈川県箱根町）
- ◆小田原市文化財保存管理補助金（神奈川県小田原市）
- ◆国及び都の補助額を差し引いた額に 100 分の 50 以内の率を増した額（東京都福生市）
- ◆修理費の一部補助（最大 200 万円程度）（栃木県足利市）
- ◆景観建造物修理補助 外観に関してのみ（福島県会津若松市）

- ◆草刈りや職員の見回りによる維持管理(北海道苫小牧市)
- ◆当市では、町並み保存の独自の条例があり、その中ででの位置づけを検討中(大分県竹田市)

A-Q 1 1. 貴市町村は文化財保護条例を定めていますか。

Q 1 1	項目	回答数
1：定めている		337
2：現在検討中		1
3：定めていないが必要は感じている		5
4：定めていないし必要も感じていない		0
5：文化財保護条例以外の施策を有する		0
6：文化財保護条例以外の施策を検討中		0
7：その他		1

市町村における文化財保護条例の整備状況を確認した。登録有形文化財の存在する市町村ではほとんど整備されており、未整備地域も検討または必要性を感じている。「その他」は景観保護条例（大阪府池田市）。

A-Q 1 2. 貴市町村は登録有形文化財（建造物）以外の保存・継承施策に基づく歴史的建造物・土木遺産がありますか（未指定の郷土資料館なども含む）。

Q 1 2	項目	回答数
1：ある		274
2：ない		66

※ 前記 Q 1 2 で「1. ある」と回答された場合、その保存・継承施策の種別と件数を教えてください（複数回答可）

Q 1 2 で「1」の場合	項目	回答数
a：国指定重要文化財		1134
b：都道府県指定文化財		1003
c：市町村指定文化財		1003
d：市町村独自の登録文化財		117
e：資料館などに活用している未指定の古建築		65
f：その他		567

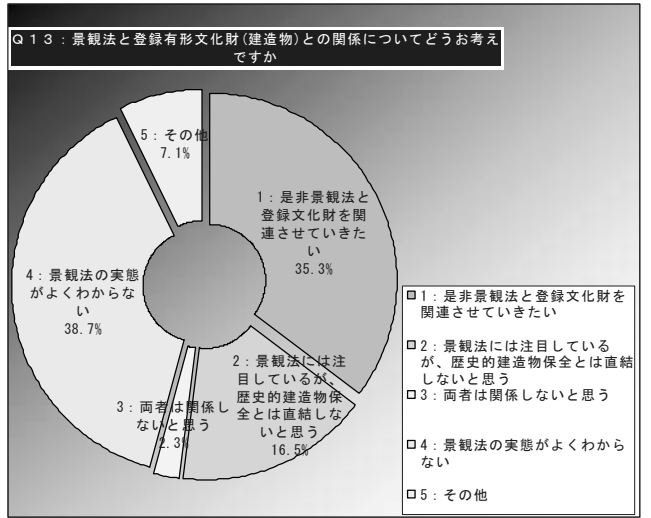
登録有形文化財が存在する市町村の場合、その 80% (270/336) は登録有形文化財以外の歴史的建造物保存に取り組んできた実績を有する。一方、登録有形文化財がその市町村で初めての歴史的建造物保存施策である場合が 20% を占めるともいえ、登録制度による文化財概念の拡がりを示すものと考えられる。

上に掲げた表中「その他」に関して記述があるものは、「認定

歴史的建造物(横浜市)」、「重要伝統的建造物群保存地区(近江八幡市、篠山市、倉吉市、美馬市、日田市)」、「博物館資料として解体保存中の建造物（藤沢市）」、市指定史跡（豊橋市、奈良市も類似回答）、「岩松地区の町並み（宇和島市）」、「旧海軍弾薬庫（徳島県松茂町）」である。

A-Q 1 3. 景観法と登録有形文化財（建造物）との関係について、どうお考えですか。（複数回答可）。

Q 1 3（複数回答可）	項目	回答数
1：是非景観法と登録文化財を関連させていきたい		124
2：景観法には注目しているが、歴史的建造物保全とは直結しないと思う		58
3：両者は関係ないと思う		8
4：景観法の実態がよくわからない		136
5：その他		25



景観法と登録有形文化財との相乗効果による歴史的建造物保存施策の進展に対する期待が大きい反面、景観法の実態に関する認識がまだ不足していることが明らかとなった。また、景観法と歴史的建造物保存は直結しないという認識も少なくないことが示された。

今後は景観法の効用を含めた幅広い歴史的建造物保存のあり方についての、わかりやすい情報提供が必要となろう。

A-Q 1 4-1. 最後に日本建築学会に関しておたずねします。貴市町村では、いままで日本建築学会と連携して調査活動や教育普及活動などを行ったことがありますか（教育委員会関連のみで結構です）。

Q 1 4-1	項目	回答数
1：ある		10
2：ない		330

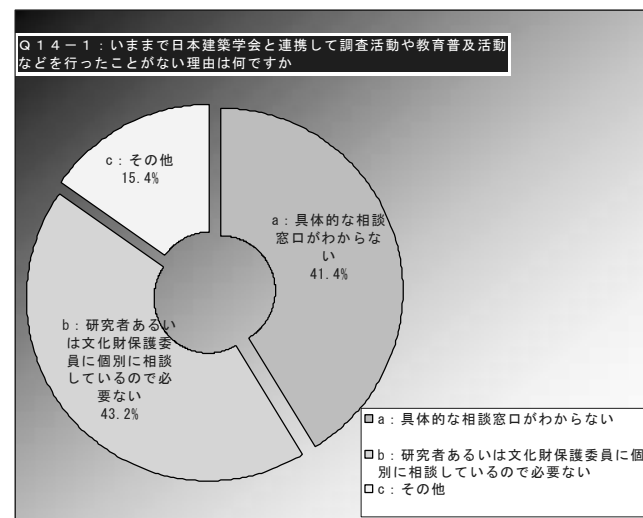
前記Q 1 4-1で「1. ある」を選択された場合、どのような事業ですか。

具体的内容は以下の通りである。

- ◆旧陸軍第 11 師団司令部と偕行社の調査(香川県善通寺市)
- ◆近代和風建築物の候補物件の現地調査(大阪府羽曳野市)
- ◆日本民家園における協力等：民家小委員会主催日韓民家シンポジウムなど(川崎市)
- ◆県史跡松浦家の調査を学会員に依頼した(群馬県甘楽町)
- ◆近代化遺産調査に協力(北海道北斗市)
- ◆阿波学会総合学術調査(徳島県松茂町)
- ◆S63シンポジウム鹿島の歴史とまちづくり・九州支部 建築歴史意匠委員会主催(佐賀県鹿島市)
- ◆シンポジウム(九州支部歴史意匠委員会)(長崎県平戸市)
- ◆城とまちづくりをテーマとしたシンポジウムの開催／H4(熊本県八代市)

前記Q 1 4-1で「2. ない」を選択された場合、その理由は何ですか。

「2」の理由(複数回答の可能性有り)	
項目	回答数
a：具体的な相談窓口がわからない	121
b：研究者あるいは文化財保護委員に個別に相談しているので必要ない	126
c：その他	45



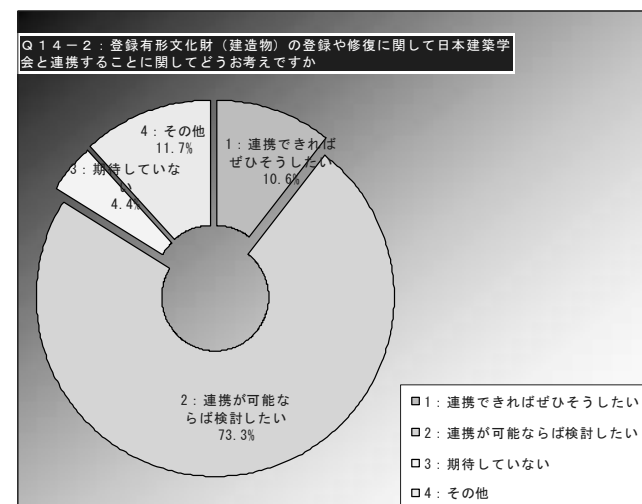
先のQ 1 4-1の回答の通り、従来日本建築学会と接点がない市町村がほとんどであるため、突然「日本建築学会との連携実績がないのはなぜか」と問われても、困惑することは容易に想像できる。その結果、反応は「具体的な相談窓口があれば相談したかもしれない」という場合と、「従来の相談体制のもとで対応可能」という場合に、ほぼ2分された。

一方、「その他」については、「日本建築学会の存在とその取組みについて知らなかった(類似回答他に4件)」、「別組織に依頼していた(類似回答他に1件)」、「連携を必要とする事業が従来少なかった(類似回答他に3件)」、「具体的にどのような支援を受けられるのかわからない」、「これまで建造物に関して調査や普及啓発事業にあまり取り組んでいない。また、必要な場合は文化財審議会委員や県教委にアドバイスをお願いすることになる」、「今後の検討課題」などの記述が寄せられた。

A-Q 1 4-2. 貴市町村では、登録有形文化財(建造物)の登録や修復に関して、日本建築学会と連携することに関し、どうお考えですか。

Q 1 4-2

項目	回答数
1：連携できればぜひそうしたい	36
2：連携が可能ならば検討したい	250
3：期待していない	15
4：その他	40



従来連携実績はほとんどなく、存在や活動実態もよくわからなかったが、今回のアンケートによりその存在や活動内容がおぼろげながら明らかとなった。そして、そのような学術団体が存在するとすれば、その団体(日本建築学会)との連携に対する潜在的な期待は、相当高いことが明らかとなった。

前記Q 1 4-2で「3. 期待していない」と回答された場合、その理由を教えてください。

一方、日本建築学会との連携に期待しないと明確に回答した場合で、その理由が記述してあったのは下記の5件である。

- ◆予算の確保が難しい。
- ◆なぜ登録有形文化財制度を国が取り入れるのか。その中で、どのように建築学会が関わろうとしているのかわからない。
- ◆文化財審議会に専門家がいる。また、事業にあたっては府の指導を受けることになる。
- ◆判断材料がない。
- ◆登録よりも上位にある県・市指定の修理・管理がまず先決。

A-Q 1 4-3. 貴市町村で登録有形文化財(建造物)の登録や修復に関して日本建築学会と連携する場合、どのような点に期待しますか。

期待や意見が記載されていたものは165件で、これを大まかに分類すると、1. 専門的立場からの指導・助言に期待するもの(104件、63%)、2. 調査・図面作成や修復設計・監理などの実務面に期待するもの(39件、24%)、3. 調査経費の軽減に期待するもの(12件、7%)、4. 疑問を呈するもの(10件、6%)、に4分できる。比率は1が圧倒的に多く、学術団体としての立場から指導・助言への期待の大きさが明らかである。次いで2の実務面に関する期待が約1/4を占める。さらに3も内容的には指導助言や実務的な協力・連携を期待するものである。したがって1～3を合わせると、94%の意見が、登録有形文化財などの歴史的遺産の発掘や保存に関して、日本建築学会との連携や協力関係の構築に期待あるいは関心を抱いていることがわかる。こうした潜在的な期待に対して日本建築学会が今後社会的使命をどう果たしていくかが問われているといえよう。

一方、3の意見に関しては、自治体の財政状況が厳しい実情はわかるが、学術団体との連携を短絡的に経費節約と捉えるのではなく、連携の前提として「歴史的建造物の保存・活用を通じた文化継承のために、お互いにできる限りの努力」をし、信頼関係を築くことが肝要である。なお、そのためにも、4で指摘されているように、日本建築学会としても今後、その活動内容を広く周知することに務め、具体的な連携について

積極的に行動を起こす必要があろう。

具体的な内容については以下の通りである。

1. 連携に関する期待や意見 その1：専門的立場からの指導・助言に期待 (104件)

これは、104件と最も多く、さらに内容をみると、1)学術団体として国への働きかけや公平な評価を期待、2)専門的知識に基づく総合的な指導・助言を期待、3)学術的な価値判断に関する指導・助言を期待、4)修復に関する指導・助言を期待、に細分される。それぞれの内容と比率は以下の通りで、1)の総合的な指導助言への期待のほか、2)修復に関する指導助言への要望が多いことが注目される。また、1)において学術団体としての公正な立場から、調査経費や修復経費に対して見解を示すこと、および登録文化財制度そのものへ意見具申すること、などが期待されている。意見数は必ずしも多くないが、このことは大変重要である。

1-1) 学術団体として国への働きかけや公平な評価を期待 (7件/104)

◆本市の場合、候補物件には企業所有の物件が多いので、修復に要する経費を補助するばかりでなく、なんらかの税控除の対象にするなど(すでになっているかもしれませんが…)、企業が進んで歴史的建造物を残そうとする施策整備にまでつながるよう、関係省庁への働きかけを期待したいです。欧米で歴史的な町並みが残るのは、決して意識の違いだけではないと思いますので。

◆登録、申請以前の問題として、登録文化財についてもっと普及させてほしい。また保存・管理に係る補助制度の整備についても後押ししてほしい。

◆調査費等が調査者によって大きく違うので、ある一定の基準を設けていただければと思います。

◆登録文化財の申請については、所有者に書類等をそろえてもらっている。所有者に対し、区で知っている研究者や業者を紹介しているが、調査主体の窓口になっていただければ紹介しやすくなりありがたい。

◆文化財の意義が、観光などの人の流れ、金銭的なものと絡めてとらえられる風潮が最近特に顕著であり、利益がないものに協力的でない場合が、行政側にも多く見られます。教育

委員会独自ではなかなか理解が得られない場合があり、外部機関の声・意見が側面的なサポートとなり、意識改革にもなるのではないかと考えています。

◆登録時や改修時の申請等で営業的要素が懸念される場合があるように思える。

1-2) 専門的知識に基づく総合的な指導・助言を期待(61 件/104)

◆専門的立場から候補物件推薦、見解作成協力、保存修理指導助言など。(他に類似回答 36 件)

◆全国的な組織であり、分野別に小委員会や専門研究委員会を組織しているという点で、実績もあり幅広く専門的な情報、指導を得られるのではないかと期待する。(他に類似回答 5 件)

◆所有者へ協力を求めるこの登録制度は、指定に比べてゆるやかとうたっているが、やはり修理等に対してそれなりの措置を施さなくては、将来的にただ残っているだけということにならないように、専門的な知識の方が、身近で頼りになる組織でいていただければありがたいと思う。(他に類似回答 3 件)

◆当町では建築の専門がいいため、建造物に関して相談できる窓口の設置などを期待します。(他に類似回答 2 件)

◆定期的に互いの知識や情報などを交換・提供できる機会があれば良い。(他に類似回答 2 件)

◆登録や修復については体制が整備されているため問題ないが、今後は積極的な活用についてが課題であり、活用面でのアドバイスや協力を得ることに期待したい。そのことが今後、登録件数の増加や市民への周知へとつながる。(他に類似回答 1 件)

◆登録、修復に関する道筋をわかりやすく教えていただきたい。

◆登録懸案案件の専門調査・修復方法の専門指導があるが県教委を交えて行うことになると思われる。

◆一人の文化財調査員に頼っている現状で、個人のボランティア精神によるところが大きい。機関として協力が得られるのであれば文化財保護の見地から継続性、公平性の面で期待したい。

◆市町村では、歴史的建造物を専門に調査研究する文化財担当職員が、正規採用される事例がまだ多くないと思います。文献や埋文を担当する職員が担当することが多い中、互いに情報提供できる場が形成されることは良い傾向だと思います。

◆歴史を活かしたまちづくりの視点からの専門的な指導・助言。

◆取り壊される可能性のある貴重な歴史的建造物に対する登録へ向けた普及啓発活動のサポートなど。

◆的確かつ適切で所有者や関係する自治体に負担とならないような、わかりやすいアドバイスをおねがいしたい。

1-3) 主に調査や学術的価値判断に関する指導・助言に期待(11 件/104)

◆具体的な候補の抽出・選定並びに建造物の特徴、平面図の作成などのアドバイザーとしての役割。(他に類似回答 5 件)

◆学術的価値の位置づけを確立してほしい。(他に類似回答 2 件)

◆県の文化財課の指導に基づいて事務処理しているので、県より建築学会への照会があれば、より精査できる。

◆近代期(明治以降)の現存する建物の登録について。

1-4) 主に修復に関する助言・指導に期待(26 件/104)

◆建造物の修復・保存方法等の助言・指導など。(他に類似回答 10 件)

◆全国的視野に立って、具体的な修復案の提示等。(他に類似回答 3 件)

◆修復の実績と予定は現在ありませんが、今後修復が計画された場合にはご意見を賜りたいと思います。(他に類似回答 1 件)

◆文化財的な建造物の修復では大金がかかるという現状に対し、大金をかけなくても修復できる仕組み、技法、技術等の確立を期待します。

◆修復については現代的にどのような工法で修復が可能か、文化財の本質を損なわない修復モデルの提示を期待する。

◆安全性及び材料、工法についてのアドバイス。

◆修復に関する技術的指導、修復事例の幅広いPRやシンポジウム等の開催。

◆施工管理等の選定にあたって、文化庁や県教育委員会からは文建協への推薦が多く、透明性が窺えず、その介在を担っていただきたい。

◆設計監理業務の指導と管理者の周旋。

◆活用方法に関する技術的および資金調達方法についての

問題点と解決方法など。

◆文化庁の承認を受けられている設計監理の技術指導者の紹介。

◆近代化遺産の修復の仕方。

2. 連携に関する期待や意見 その2：調査・見解作成・図面作成など実務的協力（39件）

◆登録申請の際の調査、図面作成、修復に関する技術的指導助言、普及活用事業。（他に類似回答12件）

◆市内歴史的建造物の所在確認調査。文化庁への申請時の「所見」作成。（他に類似回答9件）

◆専門家としての所見や図面作成。（他に類似回答8件）

◆建造物の調査。実年代の想定、および地域での歴史的、文化財的な位置づけ。（他に類似回答3件）

◆修復工事の内容に関するアドバイスや設計。（他に類似回答1件）

◆城郭、寺社、古民家等の調査について。

3. 連携に関する期待や意見 その3：主に経費軽減（経費負担）を期待（12件）

◆地方公共団体や建造物所有者の資金的な問題点から、基礎的な調査や間取図作成、見解などで苦慮しており、これを解消したい。

◆調査等における費用の軽減。

◆経費負担が少なくて済むとすればベターと考える。

◆財政的な面で、低コストで連携することが可能であれば検討はしたい。

◆費用が安価であること。説明が専門的過ぎないこと。登録後の有効活用のアドバイス。

◆文化財調査費が乏しいので、所見や見解の作成に関しできるだけ費用が掛からないような形で支援して欲しい。

◆費用負担。

◆保存の具体的手法について協同で考えたい。保存についての資金集め。

◆登録申請時の学術調査意見書の作成。修理箇所の助言を含む設計監理。所有者負担経費の軽減協力。

◆専門的助言と経費の節減。

◆専門的な指導、助言や経費面において。

◆兵庫県にはヘリテージマネージャー制度があるため必要性

を感じません。また市の財政状況が非常に厳しいため新規事業採択が困難なため連携したくともできないという状況もあります。

4. 連携に関する期待や意見 その4：疑問や慎重な意見（10件）

◆日本建築学会の活動状況が判らないので、期待のしようがない。（他に類似回答2件）

◆具体的に何ができるのかがはっきりしないため、現時点では特にない。（他に類似回答1件）

◆文建協との相違点は？

◆よくわからない。（他に類似回答1件）

◆きたいしない。

6．登録有形文化財(建造物)がまだ存在しない市町村からのアンケート回答 B様式

6-1．回答状況

アンケートの回答は、平成 18 年 7 月 27 日現在 1843 中 907 (49.2%) である。このうち B 様式の回答率は 1217 対象中 561 (46.1%) で、A 様式への回答率 626 対象中 346 (55.3%) を下回っている。登録有形文化財(建造物)が存在しないことが、アンケート調査への関心の低さにあらわれているようである。ただし登録有形文化財(建造物)が存在しないことが、文化財施策への関心の低さに直結しているとは、必ずしも言えない場合がある。すなわち、今回の調査は国の登録文化財制度を中心にアンケートを実施したが、地方自治体が独自に保存施策を実施している場合も少なくない。その状況は B-Q 7 の回答にあらわれている。

6-2．回答内容

設問毎に回答内容を一覧表とグラフで示し、必要に応じて簡単な説明を付す。

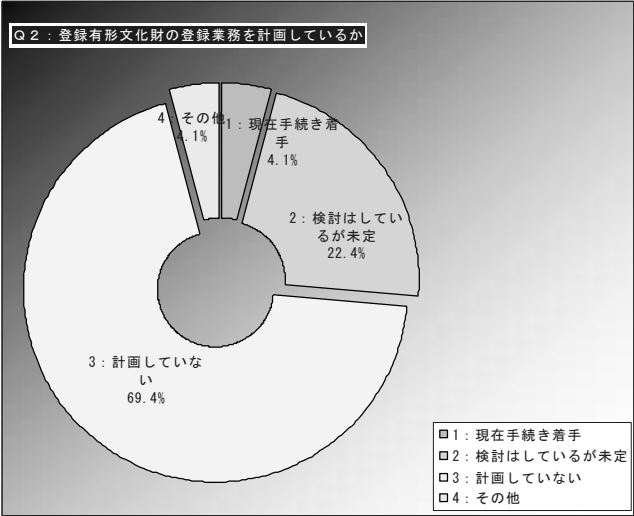
B-Q 1. 登録有形文化財(建造物)の制度をご存じですか。

項目	回答数
1：はい	517
2：いいえ	40

制度を知らないという回答は、北海道(180 市町村中 163 に登録有形文化財が存在しない)が多かった(8 件)が、他は 1～2 件で平均的に分布している。数のうえでは、制度はほぼ全国的に認知されていると考えて良いようだ。

B-Q 2. 貴市町村は所有者からの申請手続きの相談を受けて、登録有形文化財(建造物)の登録業務を計画していますか。

項目	回答数
1：現在手続き着手	23
2：検討はしているが未定	125
3：計画していない	387
4：その他	23



「検討している」場合も含めると 150 を越える市町村が登録に前向きであるが、回答全体としては 7 割は消極的である。また、「その他」は「登録したが保留」、「登録手続き中」の回答が若干含まれるほか、「市独自の登録制度を制定(埼玉県上尾市)」、「不十分だが登録以外で対応(福岡県行橋市)」などの積極的な事例も存在する。

なお、設問の意図は「所有者からの相談など」をうけて貴市町村下において登録の手続きを行おうという動きがありますか」というつもりであったが、実際の表記が「所有者からの相談を受けて」だったので、市から働きかけて登録手続き中の事案に対して「3」と回答した場合が 2 件あった。

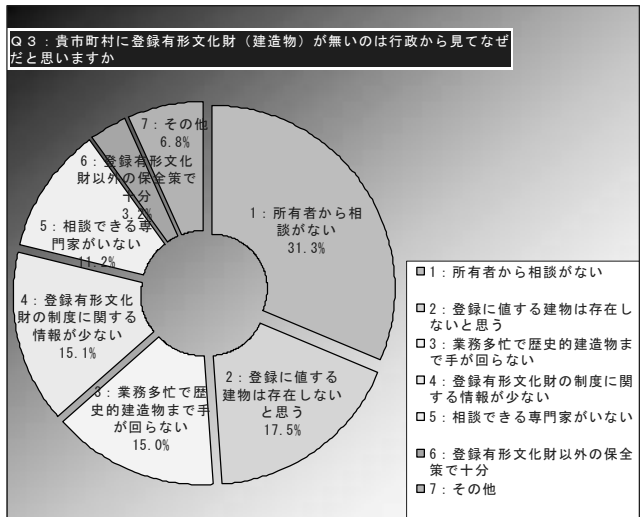
B-Q 3. 登録は所有者の自主的な申請行為で行われますが、その意思決定や手続きに当たっては地元自治体のアドバイスや事務処理上の援助が重要です。このことをふまえて、貴市町村に登録有形文化財(建造物)が無いのは行政から見てなぜだと思いますか。(複数回答可)

この設問も、表現が適切でなかったことを反省している。登録の行動主体は国で、「所有者の同意」と「関係公共団体の意見」をもとに登録する。したがって「所有者の自主的な申請行為」ではない。しかし登録初期はともかく、現在の実情は、所有者からの希望や地元公共団体からの勧め、専門家等の推薦などをもとに地元から積極的に登録手続きを働か

けていると理解してよいであろう。その中で、地元の市町村は、所有者からの相談窓口や所有者への働きかけ、実際の手続き上などに関与する度合いが高く、重要な役割を果たしている。このことをふまえて、地元市町村から見て、地元に登録有形文化財が存在しない(あるいは今まで存在しなかった)理由を尋ねたものである。

Q 3（複数回答可）

項目	回答数
1：所有者から相談がない	276
2：登録に値する建物は存在しないと思う	154
3：業務多忙で歴史的建造物まで手が回らない	132
4：登録有形文化財の制度に関する情報が少ない	133
5：相談できる専門家がいない	99
6：登録有形文化財以外の保全策で十分	28
7：その他	60

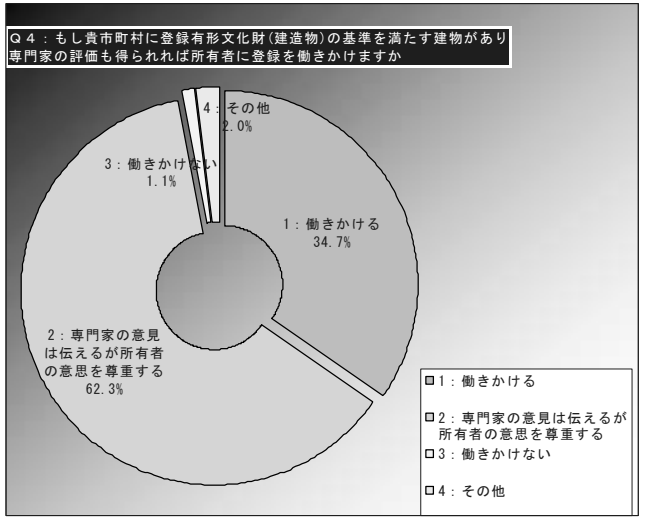


その結果「所有者からの相談がない」という回答が最も多かったが、「登録に値する建物は存在しない」という認識と、「業務多忙で手が回らない」、「登録制度に関する情報が少ない」、「相談できる専門家がいない」、の4点がかなりの比率を占めることが明らかとなった。このことは重要である。すなわち、現状は多くの市町村において、上記4点を理由に登録に消極的な対応をとっていることが窺われるが、外部からの情報提供や協力によって、積極的な対応へ転換可能だからである。このことは、下記のB-Q 4の回答からも窺える。

B-Q 4. もし貴市町村に登録有形文化財(建造物)の基準を満たす建物があり、専門家の評価も得られれば、所有者に登録を働きかけますか。

Q 4

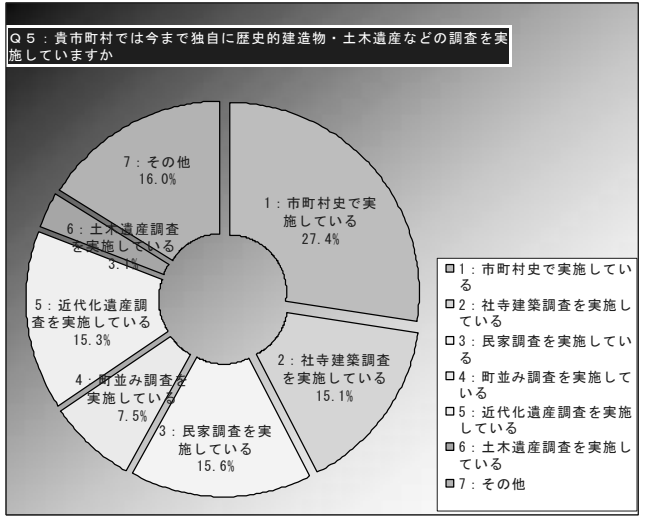
項目	回答数
1：働きかける	194
2：専門家の意見は伝えるが所有者の意思を尊重する	348
3：働きかけない	6
4：その他	11



B-Q 5. 貴市町村では今まで独自に歴史的建造物・土木遺産などの調査を実施していますか。（複数回答可）

Q 5（複数回答可）

項目	回答数
1：市町村史で実施している	209
2：社寺建築調査を実施している	115
3：民家調査を実施している	119
4：町並み調査を実施している	57
5：近代化遺産調査を実施している	117
6：土木遺産調査を実施している	24
7：その他	122



A-Q 4と同じ設問である。A-Q 4の場合と同様、回答は必ずしも「市町村独自の調査」件数ばかりでなく、「県の調査」を含む場合が少なくない。

A-Q 4と比較した構成比率は、本回答の方が市町村史の割合が多く、町並み調査の比率が低い、全体として似たような傾向を示す。

B-Q 6. 貴市町村は文化財保護条例を定めていますか。該当する項目をお選びください。

Q 6 (複数回答可)	
項目	回答数
1: 定めている	527
2: 現在検討中	7
3: 定めていないが必要は感じている	17
4: 定めていないし必要も感じていない	6
5: 文化財保護条例以外の施策を有する	0
6: 文化財保護条例以外の施策を検討中	2
7: その他	1

A-Q 1 1と同じ設問で、市町村における文化財保護条例の整備状況を確認した。登録有形文化財の存在しない市町村でも文化財保護条例はほとんど整備されており、条例未整備地域も検討または必要性を感じているものが多い。この点はA-Q 1 1の場合と同傾向であるが、「必要を感じていない」が6件あった(北海道内4件、和歌山県内1件、広島県内1件)。

「文化財保護条例以外の施策」および「その他」に関しては、具体的な記述はなかった。

B-Q 7. 貴市町村は登録有形文化財(建造物)以外の保存・継承施策に基づく歴史的建造物・土木遺産がありますか(未指定の郷土資料館なども含む)。

Q 7

項目	回答数
1: ある	322
2: ない	238

A-Q 1 2と同じ設問である。何らかのかたちで保存されている歴史的建造物が存在するという回答は57%で、A-Q 1 2の80%に比べると低い。しかし登録有形文化財が存在しない市町村でも、半数以上において歴史的建造物の保存実績があるということは、歴史的建造物の保存に対する潜在的な認識は必ずしも少なくないと思われる。

※ 前記Q 7で「1. ある」と回答された場合、その保存・継承施策の種別と件数を教えてください

Q 7で「1」の場合の内訳

項目	回答数
a: 国指定重要文化財	258
b: 都道府県指定文化財	443
c: 市町村指定文化財	1261
d: 市町村独自の登録文化財	24
e: 資料館などに活用している未指定の古建築	98
f: その他	282

A-Q 1 2の枝問と同じ設問である。A-Q12と比較すると、A-Q 1 2は国指定・都道府県指定・市町村指定の割合が均衡を保っていたのに対し、本回答の場合は市町村指定文化財の割合が突出し、都道府県指定、国指定の順位に減少している。また、国指定、都道府県指定の絶対数において、本回答の方がA-Q 1 2に比べて少ない。

「その他」のうち、内容がわかるものは、「重要伝統的建造物群保存地区」3件、史跡3件、「解体中の建物4棟」、府登録、景観保全地区内の歴史的建造物、土木学会東北支部選定、都選定歴史的建造物、都景観条例歴史的建造物、「詳細不明」2件、などである。

参考：文化財の有無による認識の違いがあるか

この点について、先のQ 1、Q 2、Q 3において確認しておく。

まず登録文化財制度の認知度に関して

Q 1 (文化財有り)

項目	回答数
1: はい	302
2: いいえ	18

Q 1 (文化財無し)

項目	回答数
1: はい	214
2: いいえ	22

文化財が存在する市町村の方が、存在しない市町村よりも登録文化財に関する認識や関心の高さが窺えるが、顕著な差とまでは言いきれない。

次いで登録有形文化財に対する具体的行動について

Q 2 (Q 7で文化財の有る場合)

項目	回答数
1: 現在手続き着手	17
2: 検討はしているが未定	86
3: 計画していない	205
4: その他	12

Q 2 (Q 7で文化財の無い場合)

項目	回答数
1: 現在手続き着手	6
2: 検討はしているが未定	38
3: 計画していない	182
4: その他	11

そして登録文化財が存在しない理由について

Q 3（複数回答可）（文化財有り）

項目	回答数
1：所有者から相談がない	165
2：登録に値する建物は存在しないと思う	65
3：業務多忙で歴史的建造物まで手が回らない	81
4：登録有形文化財の制度に関する情報が少ない	87
5：相談できる専門家がいらない	49
6：登録有形文化財以外の保全策で十分	19
7：その他	41

Q 3（複数回答可）（文化財無し）

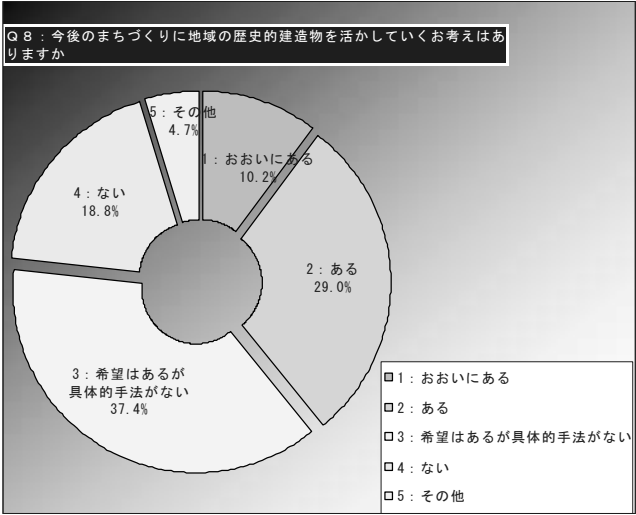
項目	回答数
1：所有者から相談がない	110
2：登録に値する建物は存在しないと思う	89
3：業務多忙で歴史的建造物まで手が回らない	51
4：登録有形文化財の制度に関する情報が少ない	45
5：相談できる専門家がいらない	50
6：登録有形文化財以外の保全策で十分	8
7：その他	19

B—Q 8. 貴市町村では今後のまちづくりに地域の歴史的建造物を活かしていくお考えはありますか。該当する項目をお選びください

Q 8

項目	回答数
1：おおいいにある	57
2：ある	162
3：希望はあるが具体的手法がない	209
4：ない	105
5：その他	26

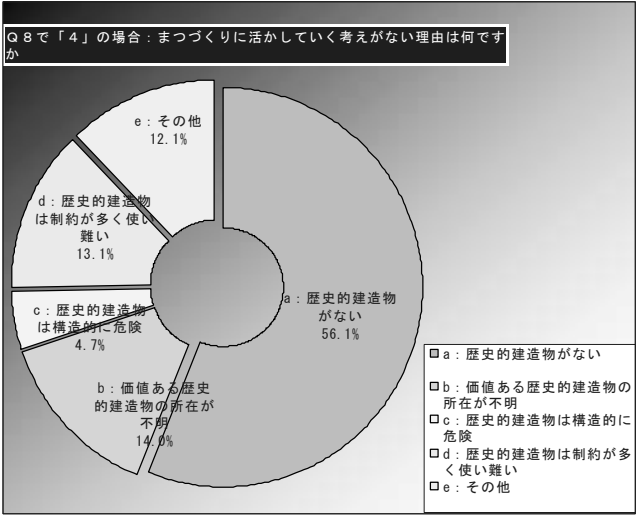
歴史的建造物の活用を視野に入れたまちづくりに関心を持つ市町村は多く、希望を含めると約 8 割に相当する。しかしその半数は「希望はあるが具体的手法がない」という不安を抱えている。こうした潜在的な関心をいかに喚起するかが重要である。



前記Q－8で「4. ない」を選択された場合、その理由は何ですか。（複数回答可）

Q 8で「4」の場合（複数回答可）

項目	回答数
a：歴史的建造物がない	60
b：価値ある歴史的建造物の所在が不明	15
c：歴史的建造物は構造的に危険	5
d：歴史的建造物は制約が多く使い難い	14
e：その他	13



自分のまちに「歴史的建造物がない」と考えている場合が 7 割を占める。しかも「歴史的建造物は制約が多く使い難い」という認識も少なくない。教育委員会の文化財担当部署においてこうした認識が示されることは注目される。

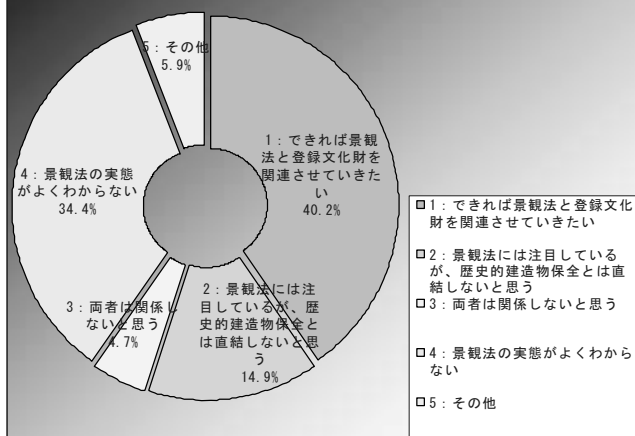
なお、「その他」には、「事業実施中」(宮崎市)、「まちづくりおよび歴史的建造物の活用について検討中」(埼玉県朝霞市他 1 件)、「担当者としてはあるが、まちづくりとなると上の判断が必要」、などの積極的な事例も含まれる。その一方で「希望はあるが予算的な問題あり」、「所有者次第」(2 件)、「危険防止等経費がかかる」などの消極的な意見もある。

B-Q 9. 景観法と登録有形文化財(建造物)との関係について、どうお考えですか。(複数回答可)

Q 9 (複数回答可)

項目	回答数
1：できれば景観法と登録文化財を関連させていきたい	233
2：景観法には注目しているが、歴史的建造物保全とは直結しないと思う	86
3：両者は関係しないと思う	27
4：景観法の実態がよくわからない	199
5：その他	34

Q 9：景観法と有形登録文化財(建造物)との関係についてどうお考えですか



この設問はA-Q 1 3と同じであるが、認識はほぼ同傾向を示す。

B-Q 1 0-1. 最後に日本建築学会に関しておたずねします。貴市町村では、いままで日本建築学会と連携して調査活動や教育普及活動などを行ったことがありますか(教育委員会関連のみで結構です)。

Q 1 0-1

項目	回答数
1：ある	9
2：ない	549

前記Q 1 0-1で「1. ある」を選択された場合、どのような事業ですか。

具体的な記載は以下の通りである。

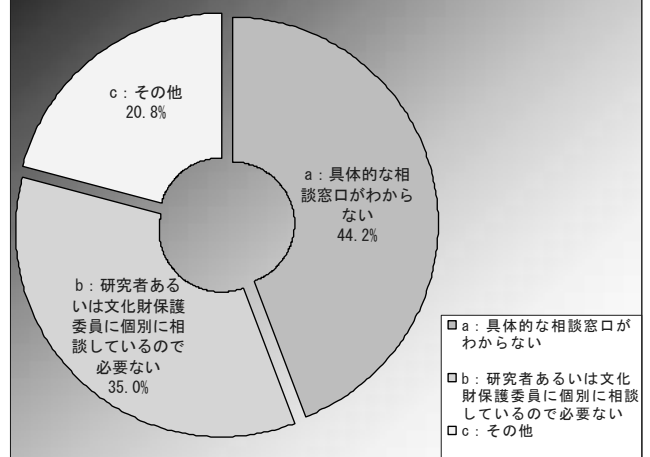
- ◆山門調査、近代和風建築総合調査事業。(宮崎県延岡市)
- ◆蓮光寺山門の調査。(徳島県石井町)
- ◆近代和風建築調査。(大阪府岬町)
- ◆町単位での研究活動。(長野県木曽町)
- ◆建造物調査。(北海道稚内市)
- ◆近代化遺産・土木遺産の調査。(北海道千歳市)
- ◆地元にある宮城工業高等専門学校建築学科とタイアップし建造物の実測図作成などを行っている。(名取市)

前記Q 1 0-1で「2. ない」を選択された場合、その理由は何ですか。

「2」の理由(複数回答の可能性有り)

項目	回答
a：具体的な相談窓口がわからない	227
b：研究者あるいは文化財保護委員に個別に相談しているので必要ない	180
c：その他	107

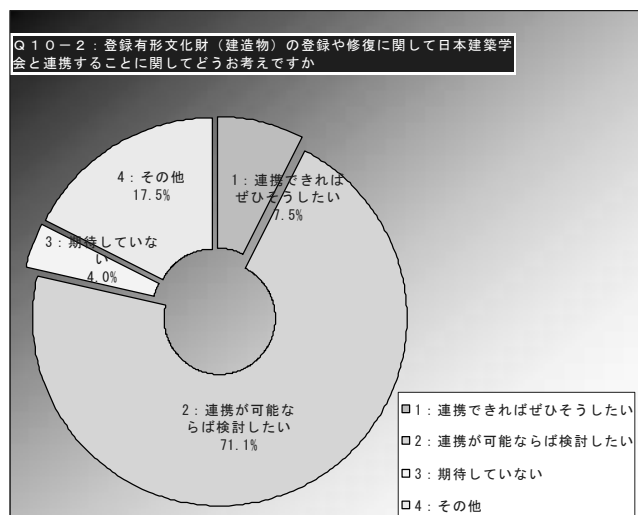
Q 1 0-1：いままで日本建築学会と連携して調査活動や教育普及活動などを行ったことがない理由は何ですか



B-Q 10-2. 貴市町村では、登録有形文化財(建造物)の登録や修復に関して、日本建築学会と連携することに関してどうお考えですか。

Q 10-2

項目	回答
1：連携できればぜひそうしたい	41
2：連携が可能ならば検討したい	391
3：期待していない	22
4：その他	96



回答からは連携への潜在的な期待の大きさがうかがわれる。一方、「その他」の備考欄の記述には、「当該物件なし」17件、「日本建築学会の情報不足」6件、「予算が厳しい」5件、「多忙で対応不可」などの否定的な見解も少なくない。ただし「本市の体制作りが先決」2件、や「検討中」3件などの意見も見られる。

前記Q 10-2で「3. 期待していない」と回答された場合、その理由を教えてください。

「3」選択中回答記入は5件しかなく。「必要なし」、「多忙で対応不可」、「予算なし」、「地理的ハンデあり」、「相談相手がいる」、である。設問への回答は、むしろ前項「その他」や次項への回答にあらわれているのでそちらを参照いただきたい。

B-Q 10-3. 貴市町村で登録有形文化財(建造物)の登録や修復に関して日本建築学会と連携する場合、どのような点に期待しますか

この設問はA-Q 14-3と同じである。期待や意見が記載されていたものは310件で、これをA-Q 14-3にならって分類すると、1. 専門的立場からの指導・助言に期待するもの(176件、57%)、2. 調査・図面作成や修復設計・監理などの実務面に期待するものと(38件、12%)、3. 調査経費の軽減に期待するもの(31件、10%)、4. 疑問や意見(65件、21%)、となる。

この設問への回答は全回答数の約半数であり、回答していただいた市町村はアンケート調査に対し真摯な態度で臨んでいたものと推察できる。上記内訳をA-Q 14-3と比較すると、やはり登録有形文化財の手続きの実務経験がないためか、A-Q 14-3に比べて2. の項目が少なく、その分4. の項目が多い。

具体的な内容は下記の通りである。

1. 連携に関する期待や意見 その1：専門的立場からの指導・助言に期待(細目はA-Q 14-3同様に分類した)

1-1)学術団体として国への働きかけや公平な評価を期待(0件/176)

学術団体として、広い視野から見た価値判断や情報提供を望む意見は少なくなかったが、実際の登録手続きの経験がないためか、この項目に直接関連する意見はなかった。

1-2)専門的知識に基づく総合的な指導・助言を期待(74件/176)

◆全国における過去の登録に関する情報と建造物を継承するための修復等に関する情報提供に期待したいです。

◆登録文化財制度の活用に伴う適切な助言や、将来的の登録文化財制度の普及に関わる情報交換。

◆具体的に、地域に入り込んで登録まで一緒に地元自治体への指導をお願いしたい。

◆情報提供と学会などの専門的分野のサポートシステムの実現。

◆登録候補の選定に関するマニュアルづくりや登録後の活用について積極的に協力してもらいたい。

◆専門的な見地から建造物の価値や特徴を教示いただき、登録や保存・管理にむけて助言いただきたい。(他に類似回答13件)

- ◆専門的知識・助言により建造物を保護できるかも。
- ◆担当事務局では視野が狭くなりがちのため、広い視野での選択肢が見えるようなアドバイス、また周知させる手段等のアドバイス。
- ◆当市は、町村合併以前から学芸員が不在で、歴史的価値観、保存、活用がなされていません。連携できると保存活動が推進できる。
- ◆日本建築学会が擁する全国規模の豊富な事例に基づく事業補助や助言等。
- ◆建造物の見方やその取扱いについて、専門的な指導を受けることが出来る。
- ◆歴史的建造物を大切に守りながら町づくりを進めるため貴所の協力を是非お願いしたい。
- ◆建造物を含む、地域的特色や現状を踏まえた町づくりの提案。(他に類似回答 3 件)
- ◆町並み保存にかかる部分について、連携を期待できると考えます。
- ◆本村においては、史跡を中心とした町づくりに取り組んでいます。史跡の整備が進む一方で、周辺の文化財を総合的に有機的に結ぶように努めています。本村においても登録物件があれば、活用したく考えておりますが、専門的知識を有する担当者に乏しい小さな自治体での調査、評価については困難も多くあります。そこで、建築学会など、専門の先生方からのご指導があれば、是非協力、連携をとれればとかがえています。
- ◆登録有形文化財は言わば地域の財産(宝物)であり、こういった候補さがしは地域資源の掘り起こしに通じると考えます。一つの町づくり、町おこしの活動として街なか探検のワークショップを実施し、その際指導者を派遣してくれるなど、地域について考えるきっかけと、地域に対する継続的な指導や助言をお願いできればと思います。
- ◆市町村レベルの作業で補えない部分の専門的な指導、助言等。(他に類似回答 37 件)
- ◆建築学的見地からその価値・重要性等の指導がいただける点。
- ◆候補物件の新たな発見につながることに期待します。
- ◆専門的知識を有する立場から、調査や助言などの点で期待したい。
- ◆文化財関連情報や保護活用の事例や注意点などの専門知識をいただければ有難いと思います。(文化庁の調査もあり探

しているところ。数少ないがあった該当可能な建造物も殆ど壊されたり、歴史的背景が不明であったりで連携とまではなかなか行けないのが現状である)

- ◆所在、概要、保存状況等のデータ収集。(他に類似回答 2 件)
- ◆建築学会の活動事業の情報提供、学会員との交流や調査の派遣等。
- ◆登録希望者(申請者)が作成する一申請時に必要な届出資料(建築関係)の作成相談窓口を日本建築学会が担っていたきたいこと。
- ◆市町村で建築専門の文化財専門職員を配置することは困難と思われ、その解決策として、必要な時に気軽に相談あるいは、指導を受けられる方法があると良いと思われる。

1-3)主に調査や学術的価値判断に関する指導・助言に期待(93 件/176)

- ◆建造物の見方や物件の歴史的・重要性・意義などについて教示いただき、認識を深めることができればと思う。(他に類似回答 35 件)
- ◆候補とする前段階として、物件に対する建築学上の評価を知る必要があるが、判断がつかない。この点を補っていただけることを期待します。
- ◆地元住民や活動家などの情緒的な視点でなく、学術的に裏付けされた客観的評価を期待します。
- ◆文化財担当部署には建築の専門家がいらないため、登録文化財候補物件の登録へ向けての調査について、調査や助言をいただければと思う。
- ◆建造物としての一般的な評価基準を教授願いたい。(予算削減により活動が年々困難になっている)
- ◆建造物の特徴(時代の流れ)などの基礎的な知識。
- ◆登録に至る基準や他市町村の登録状況についての情報提供。(他に類似回答 3 件)
- ◆候補に該当する建造物が存在するならば専門的な意見を伺うことは必要であろう。(他に類似回答 2 件)
- ◆具体的な調査や申請についての助言。
- ◆調査の方法や建造物を見るポイントを教えてもらいたい。また、ご助言いただける近在の専門家を紹介してもらいたい。
- ◆本村文化財保護審議委員に専門的な見解・意見を提供すること。

- ◆所見の作成に協力いただきたい。
- ◆可能であれば当区内で実施している文化財悉皆調査の建造物分野での連携において幅広い専門性と人材を期待します。
- ◆登録基準を検討するにあたっての建造物に対する学術的評価など、専門家と気軽に相談できる窓口がほしい。
- ◆現在の文化財審議会の委員には建造物・建築を専攻する委員がいらないため候補の調査等に不具合がある。
- ◆候補物件のリストアップに対する助言等。(専門がいらない為、市教委のみでは不可能)
- ◆建築学的専門的な視点と行政以外の方の立場からの見解。
- ◆登録の値するかどうかのアドバイス及び所有者との申請手続等についてのアドバイス。
- ◆古いもので価値のあるものを評価してもらい、所有者に必要性を呼びかけるきっかけをつくることをおおいに期待する。(他に類似回答 3 件)
- ◆専門的見地からの意見や建築物に対しての知識等、地元へ文化財としての建築物の啓発・普及を図りたい。(他に類似回答 4 件)
- ◆とりあえず広報誌等の情報がほしい。(費用等の情報を知りたい)
- ◆専門家の目や知識の協力を得て確実な発見、掘り起こしができる。(他に類似回答 2 件)
- ◆建造物の歴史的価値と全国の中での位置付けに関する指導を仰ぎたい。(他に類似回答 7 件)
- ◆市町村の枠に捉われず、広い視点から意見が欲しい。(他に類似回答 4 件)
- ◆解説、助言、同種の事例などの情報提供。(必要性が高まった段階で検討したい)
- ◆神奈川県内全体の候補物件情報が欲しい。
- ◆建築物の歴史的、芸術的価値を教えていただきたい。(全国のあるいは全道的見地から)
- ◆候補さがしに関する手引き等の参考文献の提供を望む。
- ◆文化財の見方等法令解釈上の基礎的具体的情報の収集。
- ◆建造物の建築技術に対する評価。(他に類似回答 2 件)

1-4)主に修復に関する助言・指導に期待(4 件/176)

- ◆宮大工の技術の指導など。
- ◆候補物件の新たな発見につながることに期待します。
- ◆建造物の実測図作成や調書作成の指導。

- ◆新たな候補物件が期待される。

2. 連携に関する期待や意見 その 2：調査・見解作成・図面作成など実務的協力 (38 件)

- ◆所有者との交流、および調査成果の活用、実際の運営手法への参画。
- ◆専門家による調査や評価を得る機会がすくない。そのため、現存している民家や町並みを専門家によって調査や評価・分析をしていただき、その結果によった活用方法等の指導があればいいと思う。(他に類似回答 4 件)
- ◆調査資料の詳細・成果が、文化財保護の啓発や本市の地域史の掘り起こし等に役立つことを望む。(他に類似回答 1 件)
- ◆行政調査とは別に、民独自で調査していただき、保存すべき建物等を提案していただければ幸いです。(注:経費的な思惑も含むらしい)
- ◆当町のみならず、当町の所在する種子島全体(一市二町で構成される)で連携をとり、日本建築学会との調査が実現できれば、隣接する中種子町に特に登録に充分値する建築物があると思っているので、お互いに刺激し合い登録し活用を図る流れができると考える。
- ◆教育委員会と合同での現地調査の実施。(他に類似回答 1 件)
- ◆1 つの候補だけではなく、例えば川越市の蔵造りの町並みや、古川市の明治期の町並みというようなものに代表される、まちづくりを絡めた面的な調査を期待したい。
- ◆建造物の重要性に関する調査・報告。(他に類似回答 20 件)
- ◆立面図:平面図作成等。
- ◆測量・写真撮影を依頼したい。
- ◆専門家の派遣。
- ◆保存対象の価値基準ハンドブック(特に技術、意匠を解説したものを)を製作し、全自治体に配布してほしい。理由は、建造物に関する知識を、研究者だけでなく国民と共有し、保存に役立てるため。

3. 連携に関する期待や意見 その 3：主に経費軽減(経費負担)を期待 (31 件)

下記の意見を通観すると、市町村の財政状況の厳しさや業務

の繁忙さが伝わってくる。と同時に、自地域の文化遺産に関する認識がこれでよいのか大いに気になる。

◆費用がかからないか又は費用が小額で済むことを期待する。

◆人的、予算的に対応できないので、現地調査等派遣してほしい。

◆補助金支援、ボランティアによる調査や指導、情報の周知。

◆財政的に厳しいので経費が問題。

◆低予算で調査を願い、専門委員会にも参加願いたい。

◆調査費用を低料金でお願いしたい。

◆予算的なものも含めて、自治体の考え方を尊重してほしい。

◆調査費用(人件費を含めて)などできるだけ低でお願いできるような仕組みがあると相談しやすい。

◆有形登録文化財への登録への推薦・助力、専門家としての所有者への理解を深める助言を求めます。また、小額負担での維持管理方法の相談を永続的に願います。

◆市町村側の費用負担を抑制すること。

◆建築に関する専門性。(ただし予算や仕事量を考えて)

◆早く、安く、上手い。

◆所有者・地方公共団体の維持管理負担に配慮した上で、学術上重要な建造物の登録働きかけをしてほしい。

◆無償の建造物調査を実施してほしい。(他に類似回答4件)

◆専門家の派遣等の手続きが容易であり、かつ費用負担を伴わないで建造物調査ができれば好ましい。

◆謝礼等の経費がかからないことが第一。そのうえで専門家としての提言ないし登録に向けた報告書の作成をお願いできるならありがたい。

◆専門知識が無いため、登録文化財申請に必要な所見や測量、図面作成に無償にて協力いただければ幸いです。

◆予算がありませんので、貴団体負担での調査には協力したいと思います。(他に類似回答1件)

◆現在担当者が1名のため、価値ある歴史的建造物の取材を調査することから難しいのが現状であるため、情報収集からお手伝いをお願いしたい。(経費が必要なら不可能)

◆費用負担、学会主体で動く。

◆当課の担当職員は専門職でなく、他業務との兼務であるため、貴学会主導で進めていただきたい。

◆学会独自の活動として成果をあげ、それを還元していただきたい。

◆町職員に負担がかからない。

◆面ではなく、点としての存在。手がまわらない。小さな町では難しい。

◆県教委文化行政化・県歴史博物館・県瀬戸内海歴史民族資料館等の職員と連携で十分と考えている(予算がない)。

◆観光資源になりうる建造物の発見。

4. 連携に関する期待や意見 その4：疑問や課題、無関心等 (65件)

まず、日本建築学会の存在・活動を周知する必要がある。と同時に、文化財担当部門の回答であるにも関わらず無関心・他人事のような意識が多く認められる点は、先の3項の回答内容とともに注意を要する。

◆建造物の所有者がいたと仮定した場合、修復等に金銭的補助を求めるケースが多いと想定され、とても自治体として対応できない。ただの登録では承諾する人はいない。

◆建築学会が具体的にどのような役割・活動を行なうのか不明、これまでどのように連携されているのかわからないため回答できない。(他に類似回答7件)

◆今のところ具体的に登録とかの動きがないので特に期待する点はないが、登録文化財制度ができた当初から連携できればよかったのでは…。

◆連携の中味が不明

◆現時点で思い浮かばないが、具体的な候補が挙げられた段階で検討の余地あり。

◆登録事例がまだないため、文化財保護審議委員の先生と相談して今後の方針について検討していく必要があると考える。

◆将来的に隣接する市町村と合併し、候補となる物件があるなら助言いただきたいと思います(現在は候補物件なし)。

◆気軽に相談(かたぐるしくなく)。

◆建築学会の活動を知らなかったので内容や事例を知りたい。(他に類似回答1件)

◆特に期待することはないが、当町所在の建造物調査等をすすめたい貴会員の方が居られれば、当方の都合しだいであるものの、できるかぎり協力したい。

◆学会側からのアプローチも必要であるが、学会としてこれまで実施してきた例などを出してもらえると、今後動きやすくなる

のではない。

◆市町村の担当者は地域住民と常に接しており、文化財保護に対しても様々な問い合わせ・陳情・否定的な苦情等が多数寄せられます。その中で文化財保護行政を遂行していくためには、専門家の指導も、画一的なアドバイスや指導ではなくその市町村の実情にあったガイドライン・指針が望まれます。

◆建造物の保存(特に民家)は所有者の生活に密着しており難しいと感じています。その辺を考えていければと感じております。

◆保全は必要だがそれに見合う登録制度の魅力、登録の必要性を感じていない

◆考えておりません。(宿場建造物を主とした「町並み調査」実施済のため)

◆町では、該当するような建造物がないため、「連携」の具体的な姿が想定できない。(他に類似回答 3 件)

◆業務多忙で手が回らないため特に考えておりません。

◆今のところ必要ないと考えている。

◆あまり考えていない。

◆上級官庁との連携を優先したい。

◆文化財保護審議委員との相談が最優先である。

◆町内の文化財保護委員と連携しているため特になし。

◆具体的にはわからない。(他に類似回答 1 件)

◆特になし。(他に類似回答 29 件)